

長井市地域防災計画修正（第1編 総則）

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第1節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 地域の特性と災害要因、災害記録</b></p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 自然条件</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地質</p> <p>本地域の地質は、先第3系に属する花崗閃緑岩を基盤として、これを不整合におお う新第3系と第4系とによって構成されている。花崗閃緑岩は、長井盆地西側の朝日 山地ならびに東側の白鷹山地を形成している。本地域に分布する新第3系は新第3紀 中新世中～後期の明沢橋層・沼沢層に対比されるもので、花崗閃緑岩の基盤を不整合 におおう。本地域では朝日山地東南端部に露出し、20～30°の傾斜で盆地の下へ埋没 している。長井盆地はこれら先第3系、新第3系の盆状基盤の上に段丘堆積物・沖積 物を厚く載せている。</p> <p>(3)～(4)略</p> <p><b>3～4 略</b></p> <p><b>5 社会的要因</b></p> <p>(1) 人口</p> <p>令和6年3月末日現在の本市の人口は24,639人、世帯数は10,044世帯 であり、一世帯当たりの人員は2.5人となっている。人口の推移を見ると、昭和2 0年頃をピークにその後人口が徐々に減少している。昭和60年前後には一旦増加傾 向が見られたが、平成に入り再び減少傾向に転じ、平成21年には30,000人を 割り込んでいる。</p> <p>世帯数は、人口の減少とは逆に増加している状況である。年齢3区分別の人口比 率では、高齢者人口（65歳以上）比率が上昇しており、特に平成に入ってから の増加率が高くなっており、現在では市民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者 となっている。これに対し生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（15歳未 満）は、減少傾向にある。また昭和55年以降の地区別の人口を見ると、各6地区 とも減少している。</p> <p>人口の高齢化に伴い、要配慮者対策の重要性が増しているとともに、災害発生時の 応急対策や初期活動、自主防災活動への支障が懸念される。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p><b>6 災害記録</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雪害</p> <p>本市は豪雪地域であり昭和49、53、54、55年と連続的に豪雪にみまわれ、</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 地域の特性と災害要因、災害記録</b></p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 自然条件</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地質</p> <p>本地域の地質は、<u>古第三系</u>に属する花崗閃緑岩を基盤として、これを不整合におお う<u>新第三系</u>と<u>第四系</u>とによって構成されている。花崗閃緑岩は、長井盆地西側の朝日 山地ならびに東側の白鷹山地を形成している。本地域に分布する<u>新第三系</u>は<u>新第三紀 中～後期中新世</u>の明沢橋層・沼沢層に対比されるもので、花崗閃緑岩の基盤を不整合 におおう。本地域では朝日山地東南端部に露出し、20～30°の傾斜で盆地の下<u>に伏在</u> している。長井盆地はこれら<u>古第三系</u>、<u>新第三系</u>の盆状基盤の上に段丘堆積物・沖積 物を厚く載せている。</p> <p>(3)～(4)略</p> <p><b>3～4 略</b></p> <p><b>5 社会的要因</b></p> <p>(1) 人口</p> <p><u>令和7年3月末日現在の本市の人口は24,210人、世帯数は10,046世帯 であり、一世帯当たりの人員は2.4人となっている。</u>人口の推移を見ると、昭和2 0年頃をピークにその後人口が徐々に減少している。昭和60年前後には一旦増加傾 向が見られたが、平成に入り再び減少傾向に転じ、平成21年には30,000人を 割り込んでいる。</p> <p>世帯数は、人口の減少とは逆に増加している状況である。年齢3区分別の人口比 率では、高齢者人口（65歳以上）比率が上昇しており、特に平成に入ってから の増加率が高くなっており、現在では市民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者 となっている。これに対し生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（15歳未 満）は、減少傾向にある。また昭和55年以降の地区別の人口を見ると、各6地区 とも減少している。</p> <p>人口の高齢化に伴い、要配慮者対策の重要性が増しているとともに、災害発生時の 応急対策や初期活動、自主防災活動への支障が懸念される。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p><b>6 災害記録</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雪害</p> <p>本市は豪雪地域であり昭和49、53、54、55年と連続的に豪雪にみまわれ、</p>	<p>現行の地質図表記・日本工業規格の改正及び規格化に合わせた表現への修正</p> <p>時点修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>中でも昭和55年には雪下ろし作業中に2名の死亡者があった。そうした状況の中、除雪機械の増強、消雪道路、流雪溝の整備により幹線道路等の交通の確保に努めてきた。また、平成6年には国道287号、113号が地吹雪に見舞われ、2名の死者が発生したが、地吹雪に伴う交通遮断は、日常生活に大きな支障をきたすことから、防雪柵が設置されている。近年では、平成17年度、23年度、26年度、令和4年度に豪雪対策本部が設置されるなど、豪雪被害は産業、経済、文化、日常生活に計り知れない影響を及ぼしており、平成26年、27年、30年、令和4年には、除雪中の事故により1名ずつの死者が発生している。今後とも雪害解消施策の推進と地域住民の協力体制の確立に努める必要がある。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>7 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 防災の基本理念</b></p> <p>(○の1つ目～3つ目) 略</p> <p>○ 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階がり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下の通りである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、市は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。</p> <p><b>1 周到かつ十分な災害予防</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施策の概要</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>エ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急</p>	<p>中でも昭和55年には雪下ろし作業中に2名の死亡者があった。そうした状況の中、除雪機械の増強、消雪道路、流雪溝の整備により幹線道路等の交通の確保に努めてきた。また、平成6年には国道287号、113号が地吹雪に見舞われ、2名の死者が発生したが、地吹雪に伴う交通遮断は、日常生活に大きな支障をきたすことから、防雪柵が設置されている。近年では、平成17年度、23年度、26年度、令和4年度、<u>令和6年度</u>に豪雪対策本部が設置されるなど、豪雪被害は産業、経済、文化、日常生活に計り知れない影響を及ぼしており、平成26年、27年、30年、令和4年、<u>令和7年</u>には、除雪中の事故等により1名ずつの死者が発生している。今後とも雪害解消施策の推進と地域住民の協力体制の確立に努める必要がある。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>7 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 防災の基本理念</b></p> <p>(○の1つ目～3つ目) 略</p> <p>○ 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下の<u>とおり</u>である。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、市は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。</p> <p><b>1 周到かつ十分な災害予防</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施策の概要</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。<u>あわせて</u>、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u>、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>エ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、<u>国や県と</u></p>	<p>時点修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>オ 略</p> <p><b>2 迅速かつ円滑な災害応急対策</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施策の概要</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>ケ～シ 略</p> <p>ス 平常時から市町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>セ 略</p> <p>ソ 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p><u>連携して</u>災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、<u>避難所環境の整備</u>を図るとともに、<u>避難生活に必要な物資</u>を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。<u>さらに、復興事前準備を講ずることとする</u></p> <p>オ 略</p> <p><b>2 迅速かつ円滑な災害応急対策</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施策の概要</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態や<u>多様なニーズ</u>の把握等のために必要な活動や<u>福祉的な支援</u>を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>ケ～シ 略</p> <p>ス <u>市は、社会環境の変化に応じた広域化の研究・検討等、消防の対応力強化に向けた取り組みを進めるとともに、平時</u>から市町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p><u>また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>セ 略</p> <p>ソ 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、<u>平時</u>及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p></p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p><b>3 適切かつ速やかな災害復旧・復興</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施策の概要</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。</p> <p>エ～カ 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節～第5節 略</b></p> <p><b>第6節 個別法に基づく地域防災計画に記載する事項及び重点を置くべき事項</b></p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 地域防災計画において重点を置くべき事項</b></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 事業者や住民等との連携に関する事項</p> <p>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。</p> <p>(6)～(7) 略</p>	<p><b>3 適切かつ速やかな災害復旧・復興</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施策の概要</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に<b>災害</b>廃棄物を処理する。</p> <p>エ～カ 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節～第5節 略</b></p> <p><b>第6節 個別法に基づく地域防災計画に記載する事項及び重点を置くべき事項</b></p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 地域防災計画において重点を置くべき事項</b></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 事業者や住民等との連携に関する事項</p> <p>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、<u>地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化を図ること。</u></p> <p>(6)～(7) 略</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

## 第7節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

—略—

### 1～2 略

### 3 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

(1)～(3) 略

(4) 指定地方行政機関

—表 略—

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北地方整備局 (山形河川国道事務所 長井出張所・最上川ダ ム統合管理事務所長井 ダム管理支所、白川ダ ム管理支所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災上必要な教 育及び訓練の実施 並びに一般住民の 防災意識高揚、防 災知識の普及に関 すること。</li> <li>2 通信施設、観測施 設、防災用機械、資 機材の整備に関す ること。</li> <li>3 災害危険箇所 における河川、海岸、 砂防、道路施設等の 防災事業推進に関 すること。</li> <li>4 重要水防箇所、地 すべり防止区域及 び道路通行規制区 間における必要な 措置並びに土石流 危険区域の指導に 関すること。</li> <li>5 官庁施設の災害 予防措置に関す ること。</li> <li>6 雪害予防施設及 び除雪体制の整備 に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する情報 の収集及び予警報 の伝達等に関する こと。</li> <li>2 水防活動、土砂災 害防止活動及び避 難誘導等に関する こと。</li> <li>3 建設機械及び技術 者の現況把握に関 する。</li> <li>4 災害時における復 旧資材の確保に関 すること。</li> <li>5 災害発生が予想さ れるとき又は災害時 における応急工事 等の実施に関する こと。</li> <li>6 緊急を要すると認 められる場合の緊急 対応の実施に関す ること。</li> </ol>	<p>二次災害の防止 及び 迅速な復旧に関す ること。</p>

—表 略—

(5) 略

## 第7節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

—略—

### 1～2 略

### 3 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

(1)～(3) 略

(4) 指定地方行政機関

—表 略—

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北地方整備局 (山形河川国道事務所 <u>置賜流域治水</u> 出張所・ 最上川ダム統合管理事 務所長井ダム管理支 所、白川ダム管理支所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災上必要な教 育及び訓練の実施 並びに一般住民の 防災意識高揚、防 災知識の普及に関 すること。</li> <li>2 通信施設、観測施 設、防災用機械、資 機材の整備に関す ること。</li> <li>3 災害危険箇所 における河川、海岸、 砂防、道路施設等の 防災事業推進に関 すること。</li> <li>4 重要水防箇所、地 すべり防止区域及 び道路通行規制区 間における必要な 措置並びに土石流 危険区域の指導に 関すること。</li> <li>5 官庁施設の災害 予防措置に関す ること。</li> <li>6 雪害予防施設及 び除雪体制の整備 に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する情報 の収集及び予警報 の伝達等に関する こと。</li> <li>2 水防活動、土砂災 害防止活動及び避 難誘導等に関する こと。</li> <li>3 建設機械及び技術 者の現況把握に関 する。</li> <li>4 災害時における復 旧資材の確保に関 すること。</li> <li>5 災害発生が予想さ れるとき又は災害時 における応急工事 等の実施に関する こと。</li> <li>6 緊急を要すると認 められる場合の緊急 対応の実施に関す ること。</li> </ol>	<p>二次災害の防止 及び 迅速な復旧に関す ること。</p>

—表 略—

(5) 略

機関名の変更

現 行				修 正				修正理由等
(6) 指定公共機関 —表 略—				(6) 指定公共機関 —表 略—				機関名の変更
機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧	機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧	
東日本電信電話株式会社 (山形支店)	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 津波警報の伝達に関すること。 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること。	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。 2 電気通信施設の災害復旧に関すること。	<u>NTT東日本株式会社</u> (山形支店)	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 津波警報の伝達に関すること。 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること。	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。 2 電気通信施設の災害復旧に関すること。	
—表 略— (7)～(8) 略				—表 略— (7)～(8) 略				

長井市地域防災計画修正（第2編 第1章）

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第1節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 基本方針</b></p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 地震災害対策の具体的方針</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 防災施設等の整備・充実</p> <p>発災時において災害情報等の収集伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達及び通信手段体制の整備を行うとともに、災害応急対策や災害復旧・復興が迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から、必要な防災資機材の整備や食料・飲料水等の備蓄を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 職員配備体制の整備</b></p> <p>市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期するため、市は、平常時から職員の動員・配備計画等の体制を整備しておく。</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 情報連絡体制の充実</b></p> <p>市及び防災関係機関は、災害が発生した場合の迅速かつ適切な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から連絡調整体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 相互応援体制整備計画</b></p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧対策を実施することが困難になった場合に備え、他の地方公共団体相互との広域的相互応援体制の整備充実を図り、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p><b>1～3 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 消防体制整備計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 通信手段・運用体制の整備</b></p> <p>(1) 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 基本方針</b></p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 地震災害対策の具体的方針</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 防災施設等の整備・充実</p> <p>発災時において災害情報等の収集伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達及び通信手段体制の整備を行うとともに、災害応急対策や災害復旧・復興が迅速かつ円滑に行えるよう、<b>平時</b>から、必要な防災資機材の整備や食料・飲料水等の備蓄を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 職員配備体制の整備</b></p> <p>市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期するため、市は、<b>平時</b>から職員の動員・配備計画等の体制を整備しておく。</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 情報連絡体制の充実</b></p> <p>市及び防災関係機関は、災害が発生した場合の迅速かつ適切な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、<b>平時</b>から連絡調整体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 相互応援体制整備計画</b></p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧対策を実施することが困難になった場合に備え、他の地方公共団体相互との広域的相互応援体制の整備充実を図り、<b>平時</b>から連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p><b>1～3 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 消防体制整備計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 通信手段・運用体制の整備</b></p> <p>(1) 略</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>(2) 通信・通用体制の整備 ア～イ 略 ウ 住民への情報提供及び平常時からの住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 防災知識の普及計画</b></p> <p>—略— <b>1～2 略</b> <b>3 住民に対する防災意識の普及</b></p> <p>—略— (1) 啓発内容 —略— ア 地震発生前の準備等についての啓発事項 (ア)～(コ) 略 (サ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等） イ 地震発生後の行動等についての啓発事項 (ア)～(ス) 略 (セ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識 (ソ) 略 (2) 啓発方法 市は、広報紙やホームページの活用、パンフレットやポスター等の配布、防災ビデオ等の貸し出し、防災センターの利用などを促進するとともに、住民を対象とした防災講演会、講習会等の開催に努め、防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の啓発を推進する。 併せて、地域におけるコミュニティセンター、自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援セン</p>	<p>(2) 通信・通用体制の整備 ア～イ 略 ウ 住民への情報提供及び<u>平時</u>からの住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 防災知識の普及計画</b></p> <p>—略— <b>1～2 略</b> <b>3 住民に対する防災意識の普及</b></p> <p>—略— (1) 啓発内容 —略— ア 地震発生前の準備等についての啓発事項 (ア)～(コ) 略 (サ) ペットとの同行避難や避難所等での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等） イ 地震発生後の行動等についての啓発事項 (ア)～(ス) 略 (セ) <u>避難所等</u>において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識 (ソ) 略 (2) 啓発方法 市は、広報紙やホームページの活用、パンフレットやポスター等の配布、防災ビデオ等の貸し出し、防災センターの利用などを促進するとともに、住民を対象とした防災講演会、講習会等の開催に努め、防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の啓発を推進する。 <u>あわせて</u>、地域におけるコミュニティセンター、自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援セン</p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>ター・ケアマネジャー) の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。この際、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の意義の周知と作成の支援の推進に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p><b>4 事業所等に対する防災知識の普及</b></p> <p>—略—</p> <p>(1) 啓発の内容</p> <p>ア 地震発生前の準備等についての啓発事項</p> <p>(ア)～(ス) 略</p> <p>(セ) 指定避難所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p><b>5～6 略</b></p> <p><b>7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 病院、福祉施設等における防災教育</p> <p>病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>ター・ケアマネジャー) の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。この際、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の意義の周知と作成の支援の推進に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p><b>4 事業所等に対する防災知識の普及</b></p> <p>—略—</p> <p>(1) 啓発の内容</p> <p>ア 地震発生前の準備等についての啓発事項</p> <p>(ア)～(ス) 略</p> <p>(セ) <u>避難所等</u>において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p><b>5～6 略</b></p> <p><b>7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 病院、福祉施設等における防災教育</p> <p>病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、<u>平時</u>から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第8節 地域防災力強化計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 自主防災組織の育成・強化</b></p> <p>(1) 育成の主体</p> <p>市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、地区等に対する防災講演・研修会及び指導、助言を積極的に行い、実効ある自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、市自主防災組織連絡協議会を通じ、自主防災活動の活性化と災害活動能力の向上を促し、地域防災力の強化に努める。</p> <p>また、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</p> <p>市は、各地区において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、地震災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>この際、災害危険度の高い次のような地域に重点を置き、積極的に自主防災組織の育成強化を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 自主防災組織の活動内容</p> <p>ア 平常時の活動</p> <p>イ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p><b>2 企業（事業所）等における防災の促進</b></p> <p>(1) 企業等における自衛消防組織の育成</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 自衛消防組織の活動内容</p> <p>自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。</p> <p>(ア) 平常時の活動</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 地域防災力強化計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 自主防災組織の育成・強化</b></p> <p>(1) 育成の主体</p> <p>市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、地区等に対する防災講演・研修会及び指導、助言を積極的に行い、実効ある自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、市自主防災組織連絡協議会を通じ、自主防災活動の活性化と災害活動能力の向上を促し、地域防災力の強化に努める。</p> <p>また、消防団と <u>自主防災組織や防災士等の多様な主体</u> の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</p> <p>市は、各地区において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、地震災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>この際、災害危険度の高い次のような地域に重点を置き、積極的に自主防災組織の育成強化を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 自主防災組織の活動内容</p> <p>ア <u>平時</u>の活動</p> <p>イ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p><b>2 企業（事業所）等における防災の促進</b></p> <p>(1) 企業等における自衛消防組織の育成</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 自衛消防組織の活動内容</p> <p>自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。</p> <p>(ア) <u>平時</u>の活動</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第9節 災害ボランティア受入体制整備計画</b></p> <p>大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲や長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。市は、社会福祉協議会、ボランティア関係機関・団体、NPO等と密接に連携し、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について平常時から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。</p> <p><b>1～4 略</b></p> <p><b>5 活動環境の整備</b></p> <p>市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p><b>6 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 防災訓練計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 市が実施主体の防災訓練</b></p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 訓練の実施に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>(○の1つ目～6つ目) 略</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><b>2～7 略</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 災害ボランティア受入体制整備計画</b></p> <p>大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲や長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。市は、社会福祉協議会、ボランティア関係機関・団体、NPO等と密接に連携し、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について<b>平時</b>から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。</p> <p><b>1～4 略</b></p> <p><b>5 活動環境の整備</b></p> <p>市は、<b>平時</b>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、<b>被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等</b>に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p><b>6 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 防災訓練計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 市が実施主体の防災訓練</b></p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 訓練の実施に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>(○の1つ目～6つ目) 略</p> <p>○ <b>感染症</b>の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><b>2～7 略</b></p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第11節 避難体制整備計画</b></p> <p>地震による災害は、火災等の二次災害の発生と相まって、大規模かつ広域的となる恐れがあることから、地域住民が安全かつ計画的に避難できるよう、市は平常時から、避難場所の安全確保及び誘導方法等について必要な体制の整備を行うとともに、避難所としての機能の整備、充実に努める。</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 指定避難所の指定</b></p> <p>—略—</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他留意点</p> <p>ア 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部署（特に総務課、健康スポーツ課）が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。また、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p><b>4 避難場所等の事前周知</b></p> <p>市は、避難場所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(1) 避難誘導標識、避難場所案内板等の設置</p> <p>市は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</p> <p>(2) 広報誌、長井市防災マップ、チラシの配布等</p> <p>(3) ホームページへの掲載</p> <p>(4) 防災訓練等の実施</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11節 避難体制整備計画</b></p> <p>地震による災害は、火災等の二次災害の発生と相まって、大規模かつ広域的となる恐れがあることから、地域住民が安全かつ計画的に避難できるよう、市は<u>平時</u>から、避難場所の安全確保及び誘導方法等について必要な体制の整備を行うとともに、避難所としての機能の整備、充実に努める。</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 指定避難所の指定</b></p> <p>—略—</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他留意点</p> <p>ア 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、<u>感染症</u>対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部署（特に<u>防災危機管理課</u>、健康スポーツ課）が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。また、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p><b>4 避難場所等の事前周知等</b></p> <p>(1) 市は、避難場所等を指定したときは、<u>平時から次の方法等により住民に指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS、アプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p><u>ア</u> 避難誘導標識、避難場所案内板等の設置</p> <p>市は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</p> <p><u>イ</u> 広報誌、長井市防災マップ、チラシの配布等</p> <p><u>ウ</u> ホームページ、<u>SNS</u>、への掲載、<u>アプリケーションを通じた周知等</u></p> <p><u>エ</u> 防災訓練等の実施</p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画にあわせた修正 市の組織にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正 県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>番号を記号に変更</p> <p>番号を記号に変更 番号を記号に変更 文言の修正 番号を記号に変更</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>なお、次の事項については特に周知徹底に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難とは、「危険な場所から安全な場所へ移動する。」ことで、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、また、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべき等の避難に関する情報の意味。</li> <li>● 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。</li> <li>● 指定緊急避難場所は災害の種類に応じて指定されていること。</li> <li>● 指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所や屋内での待避等を行うこと。</li> <li>● 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること。</li> </ul> <p>また市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p>	<p>なお、次の事項については特に周知徹底に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難とは、「危険な場所から安全な場所へ移動する。」ことで、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、また、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべき等の避難に関する情報の意味。</li> <li>● 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。</li> <li>● 指定緊急避難場所は災害の種類に応じて指定されていること。</li> <li>● 指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所や屋内での待避等を行うこと。</li> <li>● 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること。</li> </ul> <p>また市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p><u>(2) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u></p> <p><u>(3) 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p><u>(4) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>5～6 略</p> <p>7 避難場所等に係る施設、設備、資機材、食料等の整備</p> <p>市は、避難場所等及び避難路について、その管理者(設置者)と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用発電機若しくは非常用電源設備を備えた構内放送や換気・照明設備、ガス設備、電話不通時やつながりにくい時にも使用可能な衛星通信の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 地域完結型の備蓄施設(既存施設のスペースも含む)の確保並びに給水用資機材、食料、炊き出し用具(食料及び燃料)、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等のほか夏期、積雪期・寒冷期を考慮した冷暖房器具の配備</p> <p>(4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 避難所における良好な生活環境の確保</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p>	<p>5～6 略</p> <p>7 避難場所等に係る施設、設備、資機材、食料等の整備</p> <p>市は、避難場所等及び避難路について、その管理者(設置者)と十分調整を図り、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに</u>、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用発電機若しくは非常用電源設備を備えた構内放送や換気・照明設備、ガス設備、電話不通時やつながりにくい時にも使用可能な衛星通信の通信機器、<u>衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器</u>、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 地域完結型の備蓄施設(既存施設のスペースも含む)の確保並びに給水用資機材<u>(貯水槽、給水タンク、井戸等を含む)</u>、食料、炊き出し用具(食料及び燃料)、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等<u>感染症</u>対策に必要な物資等のほか夏期、積雪期・寒冷期を考慮した冷暖房器具の配備</p> <p>(4) 要配慮者、女性及び<u>子ども</u>に配慮した資機材等の整備</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 避難所における良好な生活環境の確保</p> <p><u>感染症</u>対策のため、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>8～9 略</p> <p>10 避難誘導体制の整備</p> <p>市は、避難指示等が発令された場合には住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。</p> <p>特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第12節 救助・救急体制整備計画</b></p> <p>—略—</p> <p>1 略</p> <p>2 市及び消防本部の対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 消防機関の救助・救急体制の整備</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防団</p> <p>市及び消防本部は、消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。</p> <p>また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。</p>	<p>8～9 略</p> <p>10 避難誘導体制の整備</p> <p>市は、避難指示等が発令された場合には住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。</p> <p>特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第12節 救助・救急体制整備計画</b></p> <p>—略—</p> <p>1 略</p> <p>2 市及び消防本部の対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 消防機関の救助・救急体制の整備</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防団</p> <p>市及び消防本部は、<u>消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による</u>消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより、<u>地域住民と消防団員の交流等を通じて、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとし</u>、消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。</p> <p>また、消防団の救助・救急活動に係る<u>実践的な</u>教育訓練を積極的に行うとともに、<u>消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・ハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材・拠点施設の充実・整備に努める。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正 防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>(4)～(7) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第13節 火災予防計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 出火防止対策</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家庭に対する指導・啓発</p> <p>ア 略</p> <p>イ 平常時の対策</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>2～4 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第14節～第18節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第19節 輸送体制整備計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検</b></p> <p>市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握、点検する。</p> <p>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>(4)～(7) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第13節 火災予防計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 出火防止対策</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家庭に対する指導・啓発</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>平時</u>の対策</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器、<u>感震ブレーカー</u>等の設置及び維持管理</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>2～4 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第14節～第18節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第19節 輸送体制整備計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検</b></p> <p>市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握、点検する。</p> <p>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p><u>なお、新物資システム（B-PLo）の利活用や操作習熟を図るため、平時から研修や訓練の実施に努める。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>2～5 略</p> <p>6 緊急通行車両等確保のための事前対策</p> <p>市は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認について、災害発生前における確認申出及び事前届出の普及に努め、次により申出及び届出を行う。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>7 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第19節～第21節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第22節 ライフライン施設災害予防計画</b></p> <p>—略—</p> <p>1 上水道施設災害予防計画</p> <p>—略—</p> <p>(1) 防災体制の整備</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 関係機関等との連携及び連絡調整</p> <p>災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急通行車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等との連携体制を整備する。</p> <p>カ～キ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 生活用水水源の確保</p> <p>市及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるようあらかじめ設置状況を把握する。また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。</p>	<p>2～5 略</p> <p>6 緊急通行車両等確保のための事前対策</p> <p><u>市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>7 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第19節～第21節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第22節 ライフライン施設災害予防計画</b></p> <p>—略—</p> <p>1 上水道施設災害予防計画</p> <p>—略—</p> <p>(1) 防災体制の整備</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 関係機関等との連携及び連絡調整</p> <p>災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急通行車両として通行できるよう警察と事前調整や、<u>道路管理者と連携して復旧が行えるようにする等</u>、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等との連携体制を整備する。</p> <p><u>また、宅内配管について、迅速に復旧できるようあらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>カ～キ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 生活用水水源の確保</p> <p>市及び水道事業者は、<u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u>また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討し</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>2～3 略</p> <p>4 電気通信施設災害予防計画</p> <p>電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、市は、電気通信事業者(東日本電信電話(株)山形支店)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>【東日本電信電話(株)山形支店】</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第23節 食料・生活必需品等の確保計画</b></p> <p>—略—</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 市は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点（地域内輸送拠点）の登録に努める。</p>	<p>ておく。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 電気通信施設災害予防計画</p> <p>電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、市は、電気通信事業者(<u>NTT東日本(株)山形支店</u>)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>【<u>NTT東日本(株)山形支店</u>】</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第23節 食料・生活必需品等の確保計画</b></p> <p>—略—</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 市は、<u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するとともに、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、「長井盆地西縁断層帯地震被害想定調査結果」等想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。</u></p>	<p>事業者名の変更</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>(2)~(3) 略</p> <p>(4) 市は、住民の備蓄を補完するため、「長井盆地西縁断層帯地震被害想定調査結果」を参考に避難所における生活者数及び利用者数を推測し、その人数に相当する食料等を備蓄(流通備蓄を含む)することを基本とし、要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。</p> <p>(5) 市は、流通備蓄を行うため、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と協定を締結し、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるようにするとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目(非常用発電機、投光器等)について備蓄に努めるものとする。</p> <p>(7) 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p> <p>(8) 調達した食料品・生活必需品等の輸送・集積方法等は、本章第19節「輸送体制整備計画」によるものとする。また、積配分配拠点から避難所等に物資を効果的に配送するためのルート及び車両の確保等の体制を整備しておくものとする。</p> <p><b>2 食料等の確保品目及び方法</b></p> <p>(1) 食料 ア 略</p>	<p>(2)~(3) 略</p> <p><u>(4) 市は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 市は、新物資システム(B-P L o)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。</u></p> <p><u>(6) 市は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。</u></p> <p>(7) 市は、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目(非常用発電機、投光器等)について備蓄に努めるものとする。</p> <p>(8) 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p> <p>(9) 調達した食料品・生活必需品等の輸送・集積方法等は、本章第19節「輸送体制整備計画」によるものとする。また、積配分配拠点から避難所等に物資を効果的に配送するためのルート及び車両の確保等の体制を整備しておくものとする。</p> <p><b>2 食料等の確保品目及び方法</b></p> <p><u>避難生活に必要な食料や飲料水については、発生が予想される地震の最大避難者数を想定した最低必要量(3日分)に対し、県民及び未被災市町村の備蓄により1/2、市の備蓄により1/4、県の備蓄により1/4を賄うことを基本とし、不足が生じる場合は国によるプッシュ型物資支援等を活用する。また、それ以外に避難生活において必要となる生活必需品等については、今後国が示す備蓄すべき品目・数量等に関する方針を踏まえながら、市と県が連携して確保に努める。</u></p> <p>(1) 食料 ア 略</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>番号の修正</p> <p>番号の修正</p> <p>番号の修正</p> <p>基本的な備蓄の考え方を明記</p>

現 行	修 正	修正理由等																																																		
<p>イ 方法</p> <p>市は、「1 基本的な考え方」の(4)及び(5)により、食料の供給体制を整備する。</p> <p>(2) 飲料水</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備するとともに、飲料水(ペットボトル等)の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(3) 生活必需品等</p> <p>ア 品目</p> <p>高齢者や乳幼児等のきめ細やかなニーズに配慮し、以下の品目を中心に確保するものとし、また、住民が日常生活において通常使用しない防災資機材等についての備蓄に努めるものとする。</p>	<p>イ 方法</p> <p>市は、「1 基本的な考え方」の(1)及び(6)により、食料の供給体制を整備する。</p> <p>(2) 飲料水</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備するとともに、「1 基本的な考え方」の(1)及び(6)により、飲料水(ペットボトル等)の備蓄に努めるものとする</p> <p>(3) 生活必需品等</p> <p>ア 品目</p> <p>高齢者や乳幼児等のきめ細やかなニーズに配慮し、以下の品目を中心に確保するものとし、また、住民が日常生活において通常使用しない防災資機材等についての備蓄に努めるものとする</p>	<p>番号の修正</p> <p>番号の修正</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品目名(特に重要な品目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具</td> <td>毛布、布団、ダンボール等</td> </tr> <tr> <td>被服</td> <td>肌着、普段着、作業着等</td> </tr> <tr> <td>身の回り品</td> <td>タオル、生理用品、紙おむつ(大人用含む)、おしりふき等</td> </tr> <tr> <td>炊事用具</td> <td>鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等</td> </tr> <tr> <td>食器</td> <td>はし、茶碗、皿、ほ乳瓶、同洗浄器等</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>常備薬、救急箱等</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td>石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレトペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、アルコール消毒液、マスク、弾性ストッキング、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料等</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td>懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>携帯トイレ・簡易トイレ</td> </tr> <tr> <td>防災資機材等</td> <td>防災シート、発電機、投光器等</td> </tr> <tr> <td>季節用品</td> <td>(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油等 (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	品目名(特に重要な品目)	寝具	毛布、布団、ダンボール等	被服	肌着、普段着、作業着等	身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ(大人用含む)、おしりふき等	炊事用具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等	食器	はし、茶碗、皿、ほ乳瓶、同洗浄器等	医薬品	常備薬、救急箱等	日用品	石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレトペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、アルコール消毒液、マスク、弾性ストッキング、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料等	光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか	トイレ	携帯トイレ・簡易トイレ	防災資機材等	防災シート、発電機、投光器等	季節用品	(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油等 (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品目名(特に重要な品目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具</td> <td>毛布、布団、<u>簡易ベッド(ダンボールベッド、エアベッド等)ほか</u></td> </tr> <tr> <td><u>プライバシー確保</u></td> <td><u>パーティション、防災テント ほか</u></td> </tr> <tr> <td>被服</td> <td>肌着、普段着、作業着等</td> </tr> <tr> <td>身の回り品</td> <td>タオル、生理用品、紙おむつ(大人用含む)、おしりふき等</td> </tr> <tr> <td>炊事用具</td> <td>鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等</td> </tr> <tr> <td>食器</td> <td>はし、茶碗、皿、ほ乳瓶、同洗浄器等</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>常備薬、救急箱等</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td>石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレトペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、アルコール消毒液、マスク、弾性ストッキング、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料等</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td>懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>携帯トイレ・簡易トイレ</td> </tr> <tr> <td>防災資機材等</td> <td>防災シート、発電機、投光器等</td> </tr> <tr> <td>季節用品</td> <td>(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油等 (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	品目名(特に重要な品目)	寝具	毛布、布団、 <u>簡易ベッド(ダンボールベッド、エアベッド等)ほか</u>	<u>プライバシー確保</u>	<u>パーティション、防災テント ほか</u>	被服	肌着、普段着、作業着等	身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ(大人用含む)、おしりふき等	炊事用具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等	食器	はし、茶碗、皿、ほ乳瓶、同洗浄器等	医薬品	常備薬、救急箱等	日用品	石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレトペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、アルコール消毒液、マスク、弾性ストッキング、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料等	光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか	トイレ	携帯トイレ・簡易トイレ	防災資機材等	防災シート、発電機、投光器等	季節用品	(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油等 (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤等	<p>県地域防災計画・防災基本計画を反映</p>
区分	品目名(特に重要な品目)																																																			
寝具	毛布、布団、ダンボール等																																																			
被服	肌着、普段着、作業着等																																																			
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ(大人用含む)、おしりふき等																																																			
炊事用具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等																																																			
食器	はし、茶碗、皿、ほ乳瓶、同洗浄器等																																																			
医薬品	常備薬、救急箱等																																																			
日用品	石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレトペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、アルコール消毒液、マスク、弾性ストッキング、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料等																																																			
光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか																																																			
トイレ	携帯トイレ・簡易トイレ																																																			
防災資機材等	防災シート、発電機、投光器等																																																			
季節用品	(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油等 (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤等																																																			
区分	品目名(特に重要な品目)																																																			
寝具	毛布、布団、 <u>簡易ベッド(ダンボールベッド、エアベッド等)ほか</u>																																																			
<u>プライバシー確保</u>	<u>パーティション、防災テント ほか</u>																																																			
被服	肌着、普段着、作業着等																																																			
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ(大人用含む)、おしりふき等																																																			
炊事用具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等																																																			
食器	はし、茶碗、皿、ほ乳瓶、同洗浄器等																																																			
医薬品	常備薬、救急箱等																																																			
日用品	石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレトペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、アルコール消毒液、マスク、弾性ストッキング、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料等																																																			
光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか																																																			
トイレ	携帯トイレ・簡易トイレ																																																			
防災資機材等	防災シート、発電機、投光器等																																																			
季節用品	(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油等 (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤等																																																			



現 行	修 正	修正理由等
<p><b>2 略</b></p> <p><b>3 外国人の安全確保対策</b></p> <p>(1) 防災知識の普及啓発</p> <p>市は、国際交流関係団体、NPO・ボランティア等の協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等の作成・配布に努めるほか、ホームページ等の広報媒体等を活用して外国人に対する防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知に努めるとともに、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかけるものとする。</p> <p>(2) 案内表示板等の整備</p> <p>市は、避難場所や避難経路の表示等、災害に関する案内板等について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第26節 略</b></p>	<p><b>2 略</b></p> <p><b>3 外国人の安全確保対策</b></p> <p><u>(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備</u></p> <p><u>国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。</u></p> <p><u>(2) 防災教育、防災訓練の実施</u></p> <p><u>市は、国際交流関係団体、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。</u></p> <p><u>また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼び掛ける</u></p> <p><u>(3) 案内表示板等の整備</u></p> <p>市は、避難場所や避難経路の表示等、災害に関する案内板等について、<u>多様な言語及びやさしい日本語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。</u></p> <p><b>4 避難後の支援方策</b></p> <p><u>市は、要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第26節 略</b></p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正 防災基本計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正 防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

# 長井市地域防災計画修正（第2編第2章）

現行

## 第1節 災害対策本部の組織

### 1 災害対策本部の設置

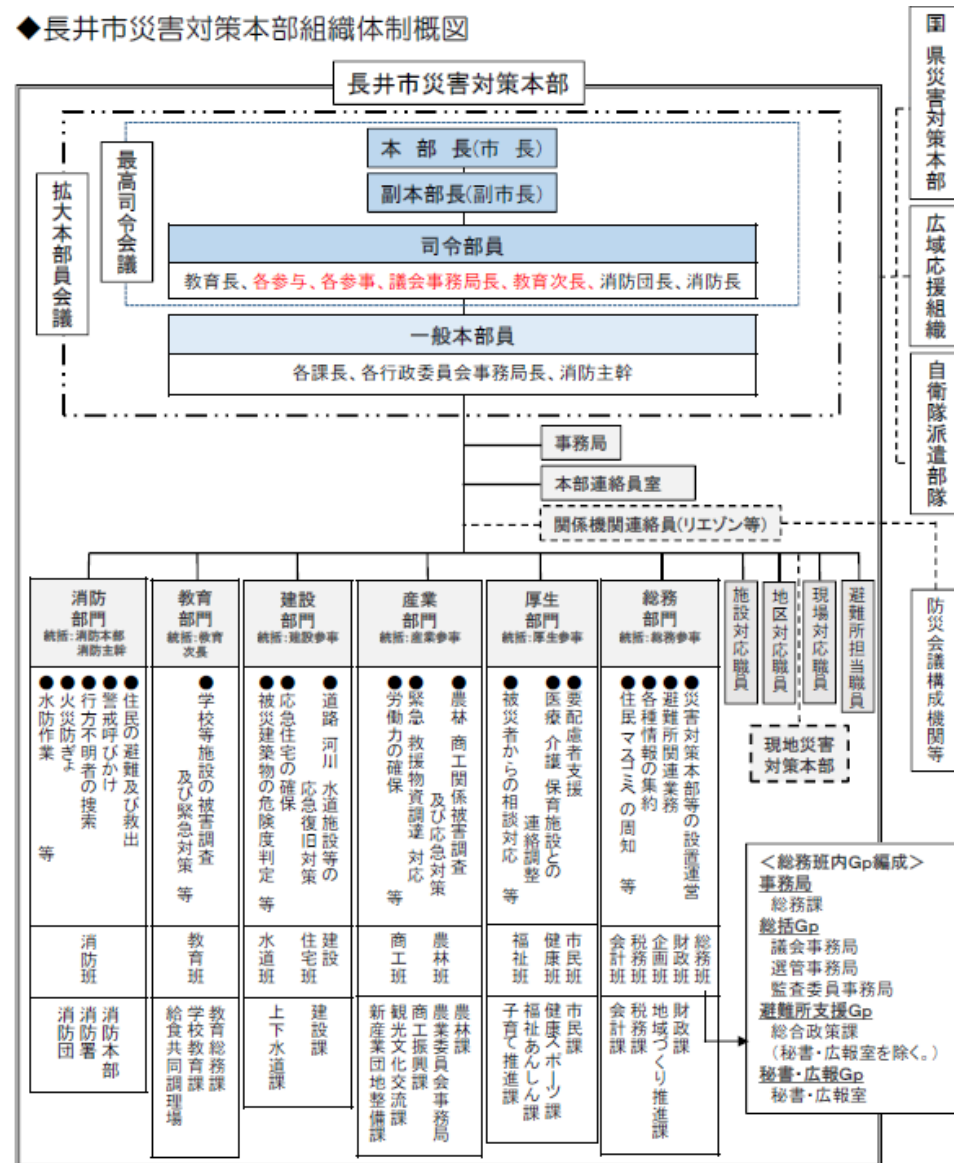
(1)～(5) 略

(6) 災害対策本部の組織編成等

長井市災害対策本部の組織及び構成は、「長井市災害対策本部条例」及び「長井市災害対策本部運営規程」の定めるところにより、長井市長を本部長とし、最高司令会議、拡大本部員会議、本部連絡員室、各部門、各班から構成する。

ア 長井市災害対策本部の組織編成は次のとおりとする。

◆長井市災害対策本部組織体制概図



修正

## 第1節 災害対策本部の組織

### 1 災害対策本部の設置

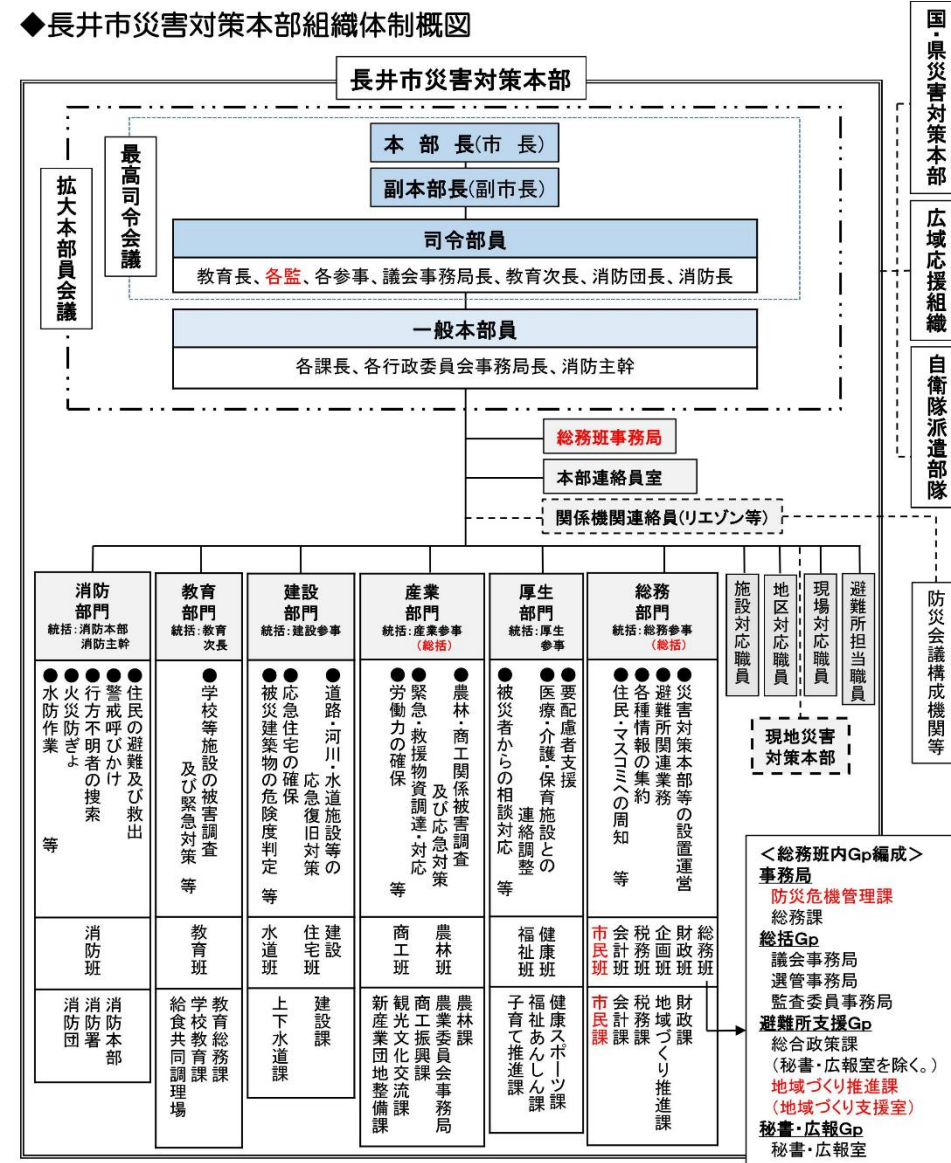
(1)～(5) 略

(6) 災害対策本部の組織編成等

長井市災害対策本部の組織及び構成は、「長井市災害対策本部条例」及び「長井市災害対策本部運営規程」の定めるところにより、長井市長を本部長とし、最高司令会議、拡大本部員会議、本部連絡員室、各部門、各班から構成する。

ア 長井市災害対策本部の組織編成は次のとおりとする。

◆長井市災害対策本部組織体制概図



市の組織にあわせた修正

現 行			修 正			修正理由等	
イ 本部連絡員の構成は次のとおりとする。			イ 本部連絡員の構成は次のとおりとする。			市の組織にあわせた修正	
区 分	業 務 担 当 者	分 担 事 項	区 分	業 務 担 当 者	分 担 事 項		
室 長	危機管理主幹又は危機管理室長	総 括	室 長	防災危機管理課 防災担当課長又は補佐	総 括		
副 室 長	総務課補佐	室長補佐	副 室 長	総務課補佐	室長補佐		
本 部 連 絡 員	総 務 班	総合政策課補佐 議会事務局補佐	全般並びに総務班に 関する事項	総 務 班	総合政策課補佐 議会事務局補佐		全般並びに総務班に 関する事項
	財 政 班	財政課補佐	財政班に関する事項	財 政 班	財政課補佐		財政班に関する事項
	企 画 班	地域づくり推進課補佐	企画班に関する事項	企 画 班	地域づくり推進課補佐		企画班に関する事項
	税 務 班	税務課補佐	税務班に関する事項	税 務 班	税務課補佐		税務班に関する事項
	市 民 班	市民課補佐	市民班に関する事項	市 民 班	市民課補佐		市民班に関する事項
	健 康 班	健康スポーツ課補佐	健康班に関する事項	健 康 班	健康スポーツ課補佐		健康班に関する事項
	農 林 班	農林課補佐 農委事務局補佐	農林班に関する事項	農 林 班	農林課補佐 農委事務局補佐		農林班に関する事項
	商 工 班	商工振興課補佐 観光文化交流課補佐 新産業団地整備課補佐	商工班に関する事項	商 工 班	商工振興課補佐 観光文化交流課補佐 新産業団地整備課補佐		商工班に関する事項
	建 設 住 宅 班	建設課補佐	建設住宅班に関する事項	建 設 住 宅 班	建設課補佐		建設住宅班に関する事項
	水 道 班	上下水道課補佐	水道班に関する事項	水 道 班	上下水道課補佐		水道班に関する事項
	福 祉 班	福祉あんしん課補佐 子育て推進課補佐	福祉班に関する事項	福 祉 班	福祉あんしん課補佐 子育て推進課補佐	福祉班に関する事項	
	教 育 班	教育総務課補佐 学校教育課補佐	教育班に関する事項	教 育 班	教育総務課補佐 学校教育課補佐	教育班に関する事項	
会 計 班	会計課補佐	会計班に関する事項	会 計 班	会計課補佐	会計班に関する事項		
消 防 班	消防本部予防課補佐	消防班に関する事項	消 防 班	消防本部予防課補佐	消防班に関する事項		

現 行			修 正			修正理由等
ウ 各部門・班の事務分掌及び班長等については、次のとおりとする。			ウ 各部門・班の事務分掌及び班長等については、次のとおりとする。			市の組織にあわせた修正分掌業務の見直し
<b>総務部門</b> (当初避難所支援重視)	<b>総務班</b> 班長：総合政策課長 総合政策課 総務課 議会事務局 選管事務局 監査委員事務局	<b>分掌業務</b> 事務局：総務課 ① 災害対策本部等の設置・運営(資料作成含む) ② 災害対策本部内の総合調整 ③ 被害状況の把握及び報告 ④ 気象情報、河川水位情報等の収集・伝達 ⑤ 災害応急対策の調整 ⑥ 国、県及び関係機関等との連絡調整 ⑦ 自衛隊等の派遣要請申請及び災害協定に基づく応援要請 ⑧ 職員の動員及び派遣 ⑨ 避難指示等の情報伝達に関すること ⑩ 災害救助法に関すること ⑪ 罹災職員の公務災害等	<b>総務班</b> 班長： <b>総務課長</b> 総合政策課 総務課 <b>防災危機管理課</b> 議会事務局 選管事務局 監査委員事務局	<b>分掌業務</b> 事務局： <b>防災危機管理課</b> 、総務課 ① 災害対策本部等の設置・運営(資料作成含む) ② 災害対策本部内の総合調整 ③ 被害状況の把握及び報告 ④ 気象情報、河川水位情報等の収集・伝達 ⑤ 災害応急対策の調整 ⑥ 国、県及び関係機関等との連絡調整 ⑦ 自衛隊等の派遣要請申請及び災害協定に基づく応援要請 ⑧ 職員の動員及び派遣 ⑨ 避難指示等の情報伝達に関すること ⑩ 災害救助法に関すること ⑪ 罹災職員の公務災害等		
	<b>【Gp長】</b> 事務局：総務課長 総括：議会事務局長 避難所支援：総合戦略室長 秘書・広報：秘書・広報室長	<b>総括Gp：議会事務局、選管事務局、監査委員事務局</b> ① 国、県に対する要望書等の資料作成 ② 市議会との連絡 ③ 当初事務局の支援 ④ その他、他Gpに属さないこと ⑤ 必要に応じ受援業務(物的・人的支援要請・調整・受付、支援ニーズの把握、派遣職員の宿泊施設等のあっせん等)	<b>【Gp長】</b> 事務局： <b>防災危機管理課</b> <b>防災担当課長</b> 総括：議会事務局長 避難所支援： <b>地域づくり推進課長</b> 秘書・広報： <b>総合政策課長</b>	<b>総括Gp：議会事務局、選管事務局、監査委員事務局</b> ① 国、県に対する要望書等の資料作成 ② 市議会との連絡 ③ 当初事務局の支援 ④ その他、他Gpに属さないこと ⑤ 必要に応じ受援業務(物的・人的支援要請・調整・受付、支援ニーズの把握、派遣職員の宿泊施設等のあっせん等)		
		<b>避難所支援Gp：総合政策課(秘書・広報室を除く。)</b> ① 指定避難所等管理者への連絡、開設、運営、総合調整 ② 指定避難所等の被害状況の把握及び応急復旧調整 ③ 避難者(在宅、車中含む)状況把握 ④ 福祉避難所の設置調整 ⑤ 指定避難所以外の避難所の把握、連絡、調整 ⑥ 避難者への生活関連物資供給調整 ⑦ 避難所要望の収集・調整 ⑧ 避難所への職員配置及び情報提供 ⑨ 避難所(者)の健康管理、環境衛生、食品衛生調整 ⑩ 庁内情報ネットワークの確保に関すること	<b>避難所支援Gp：総合政策課(秘書・広報室、システム担当を除く。)</b> ① 指定避難所等管理者への連絡、開設、運営、総合調整 ② 指定避難所等の被害状況の把握及び応急復旧調整 ③ 避難者(在宅、車中含む)状況把握 ④ 福祉避難所の設置調整 ⑤ 指定避難所以外の避難所の把握、連絡、調整 ⑥ 避難者への生活関連物資供給調整 ⑦ 避難所要望の収集・調整 ⑧ 避難所への職員配置及び情報提供 ⑨ 避難所(者)の健康管理、環境衛生、食品衛生調整 ⑩ 庁内情報ネットワークの確保に関すること <b>⑪ コミュニティセンターの被害調査及び応急対策に関すること</b>			
		<b>秘書・広報Gp：秘書・広報室</b> ① 本部長、副本部長の庶務事項 ② 報道機関との連絡 ③ 地区長、市民等への連絡・広報 ④ 災害情報等のホームページによる周知に関すること	<b>秘書・広報Gp：秘書・広報室、システム担当</b> ① 本部長、副本部長の庶務事項 ② 報道機関との連絡 ③ 地区長、市民等への連絡・広報 ④ 災害情報等のホームページによる周知に関すること			
	<b>財政班</b> (財政課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 災害応急対策の予算措置に関すること ② 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること ③ 庁内電話・ライフライン・燃料の確保に関すること ④ 市所有自動車の確保及び提供に関すること ⑤ その他、総務班に対する協力	<b>財政班</b> (財政課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 災害応急対策の予算措置に関すること ② 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること ③ 庁内電話・ライフライン・燃料の確保に関すること ④ 市所有自動車の確保及び提供に関すること ⑤ その他、総務班に対する協力		
<b>企画班</b> (地域づくり推進課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① コミュニティセンターの被害調査及び応急対策に関すること ② ボランティアの受入れ(災害VC)に関すること ③ NPO法人への協力要請及び連絡調整に関すること ④ 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ⑤ その他、総務班に対する協力	<b>企画班</b> (地域づくり推進課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① ボランティアの受入れ(災害VC)に関すること ② NPO法人への協力要請及び連絡調整に関すること ③ 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ④ その他、総務班に対する協力			
<b>税務班</b> (税務課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 罹災証明の発行及び全般統制 ② 災害のための税等の減免に関すること ③ 被害固定資産の調査・被害判定に関すること ④ 災害に伴う納税相談に関すること ⑤ その他、総務班に対する協力	<b>税務班</b> (税務課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 罹災証明の発行及び全般統制 ② 災害のための税等の減免に関すること ③ 被害固定資産の調査・被害判定に関すること ④ 災害に伴う納税相談に関すること ⑤ その他、総務班に対する協力			

現 行			修 正			修正理由等
<b>厚生 部門 (当初 要配 慮者 支援 重視)</b>	<b>会計班</b> (会計課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 災害応急対策等に要する経理に関する事 ② 災害対策用資金の応急出納に関する事 ③ 災害義援金等の出納、保管に関する事 ④ 災害見舞金に関する事 ⑤ その他、総務班に対する協力	<b>会計班</b> (会計課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 災害応急対策等に要する経理に関する事 ② 災害対策用資金の応急出納に関する事 ③ 災害義援金等の出納、保管に関する事 ④ 災害見舞金に関する事 ⑤ その他、総務班に対する協力	市の組織にあわせた修正	
	<b>市民班</b> (市民課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① し尿・廃棄物の処理に関する事 ② 遺体の措置及び埋火葬に関する事 ③ 防犯活動に関する事 ④ 罹災市民の相談に関する事 ⑤ ペット同行避難について	<b>市民班</b> (市民課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① し尿・廃棄物の処理に関する事 ② 遺体の措置及び埋火葬に関する事 ③ 防犯活動に関する事 ④ 罹災市民の相談に関する事 ⑤ ペット同行避難について		
	<b>健康班</b> (健康スポーツ課) 【班長】健康推進担当課長 【副班長】①課長 ②健康推進室長 ③補佐	① 初期医療体制(医療救護所設置、医療救護班編成及び医療救護資機材の確保等。)の整備及び助産に関する事(災害救助法) ② 災害時における感染症等の予防に関する事(防疫班の編成を含む。) ③ 被災者(避難所含む。)の健康相談・保健指導に関する事 ④ 保健衛生施設の被害調査及び応急対策に関する事 ⑤ 災害用薬品の対策及び隔離施設に関する事 ⑥ 医療機関との連絡調整に関する事 ⑦ 社会体育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ⑧ その他災害時における衛生行政に関する事	<b>健康班</b> (健康スポーツ課) 【班長】健康推進担当課長 【副班長】①課長 ②健康推進室長 ③補佐	① 初期医療体制(医療救護所設置、医療救護班編成及び医療救護資機材の確保等。)の整備及び助産に関する事(災害救助法) ② 災害時における感染症等の予防に関する事(防疫班の編成を含む。) ③ 被災者(避難所含む。)の健康相談・保健指導に関する事 ④ 保健衛生施設の被害調査及び応急対策に関する事 ⑤ 災害用薬品の対策及び隔離施設に関する事 ⑥ 医療機関との連絡調整に関する事 ⑦ 社会体育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ⑧ その他災害時における衛生行政に関する事		
	<b>福祉班</b> (福祉あんしん課、子育て推進課) 【班長】福祉あんしん課長 【副班長】①子育て推進課長 ②長寿介護・地域包括支援センター担当課長	① 要配慮者対策(福祉避難所設置調整含む。)に関する事 ② 介護事業の連絡調整、対策に関する事 ③ 被災者に対する介護給付に関する事 ④ 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ⑤ 被災者に対する炊出し救助に関する事 ⑥ 災害援助物資及び災害義援金募集受付及び配布に関する事 ⑦ 保育施設との連絡調整に関する事 ⑧ 生活保護家庭り災者の援護対策に関する事 ⑨ り災地における児童及び世帯の保護対策に関する事 ⑩ その他災害時における福祉行政に関する事	<b>福祉班</b> (福祉あんしん課、子育て推進課) 【班長】福祉あんしん課長 【副班長】①子育て推進課長 ②長寿介護・地域包括支援センター担当課長	① 要配慮者対策(福祉避難所設置調整含む。)に関する事 ② 介護事業の連絡調整、対策に関する事 ③ 被災者に対する介護給付に関する事 ④ 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ⑤ 被災者に対する炊出し救助に関する事 ⑥ 災害援助物資及び災害義援金募集受付及び配布に関する事 ⑦ 保育施設との連絡調整に関する事 ⑧ 生活保護家庭り災者の援護対策に関する事 ⑨ り災地における児童及び世帯の保護対策に関する事 ⑩ その他災害時における福祉行政に関する事		
	<b>農林班</b> (農林課、農業委員会事務局) 【班長】農林課長 【副班長】農林課補佐	① 農林関係の被害の調査及び応急対策に関する事 ② 農業団体・農家との連絡調整に関する事 ③ 食糧関係の調達確保及び輸送に関する事 ④ 家畜防疫並びに飼料の調達確保、輸送に関する事 ⑤ 農林道の災害復旧対策に関する事 ⑥ その他災害時における農林行政に関する事	<b>農林班</b> (農林課、農業委員会事務局) 【班長】農林課長 【副班長】農林課補佐	① 農林関係の被害の調査及び応急対策に関する事 ② 農業団体・農家との連絡調整に関する事 ③ 食糧関係の調達確保及び輸送に関する事 ④ 家畜防疫並びに飼料の調達確保、輸送に関する事 ⑤ 農林道の災害復旧対策に関する事 ⑥ その他災害時における農林行政に関する事		
	<b>商工班</b> (商工振興課、観光文化交流課、新産業団地整備課) 【班長】商工振興課長 【副班長】観光文化交流課長	① 応急援助のための食糧品を除く生活必需品の確保並びに輸送に関する事 ② 被害商工業者に対する融資斡旋に関する事 ③ 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事 ④ 物資の流通及び安定対策に関する事 ⑤ 災害時における金融措置・雇用対策に関する事 ⑥ 観光客の安全確保に関する事 ⑦ 文化財社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ⑧ その他災害時における商工観光行政に関する事	<b>商工班</b> (商工振興課、観光文化交流課、新産業団地整備課) 【班長】商工振興課長 【副班長】観光文化交流課長	① 応急援助のための食糧品を除く生活必需品の確保並びに輸送に関する事 ② 被害商工業者に対する融資斡旋に関する事 ③ 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事 ④ 物資の流通及び安定対策に関する事 ⑤ 災害時における金融措置・雇用対策に関する事 ⑥ 観光客の安全確保に関する事 ⑦ 文化財社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ⑧ その他災害時における商工観光行政に関する事		
<b>産業 部門 (当初 救援 物資 対応 重視)</b>		<b>産業 部門 (当初 救援 物資 対応 重視)</b>				

現 行			修 正			修正理由等	
建設 部門 (当初 応急 復旧 対応 重視)	建設住宅班 (建設課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 道路交通情報・被害情報の収集及び緊急輸送道路の確保 ② 災害対策のための建設業者との連絡調整に関する事 ③ 建設資機材の調達、輸送に関する事 ④ 道路、河川、橋梁等の応急復旧対策に関する事 ⑤ 土木全般の被害の調査及び応急対策に関する事 ⑥ 災害救助用仮設住宅の確保(建設)に関する事 ⑦ 被災建築物の応急危険度判定等に関する事 ⑧ その他災害時における土木行政に関する事	建設 部門 (当初 応急 復旧 対応 重視)	建設住宅班 (建設課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 道路交通情報・被害情報の収集及び緊急輸送道路の確保 ② 災害対策のための建設業者との連絡調整に関する事 ③ 建設資機材の調達、輸送に関する事 ④ 道路、河川、橋梁等の応急復旧対策に関する事 ⑤ 土木全般の被害の調査及び応急対策に関する事 ⑥ 災害救助用仮設住宅の確保(建設)に関する事 ⑦ 被災建築物の応急危険度判定等に関する事 ⑧ その他災害時における土木行政に関する事		
	水道班 (上下水道課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 ② 災害地に対する飲料水の供給及び周知に関する事 ③ 水質検査及び水質管理に関する事 ④ 断水等の情報収集及び応急給水に関する事 ⑤ 災害に伴う水道料金の減免等に関する事 ⑥ その他災害時における水道行政に関する事		水道班 (上下水道課) 【班長】課長 【副班長】補佐	① 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 ② 災害地に対する飲料水の供給及び周知に関する事 ③ 水質検査及び水質管理に関する事 ④ 断水等の情報収集及び応急給水に関する事 ⑤ 災害に伴う水道料金の減免等に関する事 ⑥ その他災害時における水道行政に関する事		
	教育班 (教育総務課 給食共同調理場 学校教育課) 【班長】 学校教育課長 【副班長】 教育総務課長	① 災害時における教育委員会内職員の動員に関する事 ② 体育館等を避難所に開設する場合の協力に関する事 ③ 教育財産の災害対策及び被害調査に関する事 ④ 罹災児童、生徒に対する授業及び保護に関する事 ⑤ 災害救助用教科書及び学用品の支給に関する事 ⑥ 教育関係義援金の交付に関する事 ⑦ その他災害時における学校教育行政に関する事		教育班 (教育総務課 給食共同調理場 学校教育課) 【班長】 学校教育課長 【副班長】 教育総務課長	① 災害時における教育委員会内職員の動員に関する事 ② 体育館等を避難所に開設する場合の協力に関する事 ③ 教育財産の災害対策及び被害調査に関する事 ④ 罹災児童、生徒に対する授業及び保護に関する事 ⑤ 災害救助用教科書及び学用品の支給に関する事 ⑥ 教育関係義援金の交付に関する事 ⑦ その他災害時における学校教育行政に関する事		
消防 部門	消防班 (消防本部、消防署、消防団) 【班長】消防主幹	① 消防団員の動員派遣に関する事 ② 人的被害及び建築物その他の被害調査に関する事 ③ 災害関係証明書の交付に関する事 ④ 被災地又は被災のおそれのある地域住民の避難実施並びに誘導に関する事 ⑤ 火災の防ぎょ鎮圧、水防に関する事 ⑥ 避難救出及び行方不明者の捜索に関する事 ⑦ その他災害における消防行政に関する事	消防 部門	消防班 (消防本部、消防署、消防団) 【班長】消防主幹	① 消防団員の動員派遣に関する事 ② 人的被害及び建築物その他の被害調査に関する事 ③ 災害関係証明書の交付に関する事 ④ 被災地又は被災のおそれのある地域住民の避難実施並びに誘導に関する事 ⑤ 火災の防ぎょ鎮圧、水防に関する事 ⑥ 避難救出及び行方不明者の捜索に関する事 ⑦ その他災害における消防行政に関する事		
担当名		分掌業務		担当名		分掌業務	
地区対応職員		① コミュニティセンター職員との協力に関する事。 ② 地区内の被害状況の把握と災害対策本部への連絡に関する事。 ③ 地区内の所有施設等への連絡に関する事。 ④ 災害対策本部の指示業務に関する事。		地区対応職員		① コミュニティセンター職員との協力に関する事。 ② 地区内の被害状況の把握と災害対策本部への連絡に関する事。 ③ 地区内の所有施設等への連絡に関する事。 ④ 災害対策本部の指示業務に関する事。	
施設対応職員		① 当該施設利用者等の安全確保に関する事。 ② 当該施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ③ 災害対策本部の指示業務に関する事。		施設対応職員		① 当該施設利用者等の安全確保に関する事。 ② 当該施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ③ 災害対策本部の指示業務に関する事。	
避難所担当職員		① 避難所の開設・運営に関する事。 (避難所の開設、避難者誘導、避難者受入、避難者集計、避難者要望の取りまとめ、支援物資等の配布等含む。)		避難所担当職員		① 避難所の開設・運営に関する事。 (避難所の開設、避難者誘導、避難者受入、避難者集計、避難者要望の取りまとめ、支援物資等の配布等含む。)	
現場対応職員		① 水防作業等に関する事(土のう対応、交通誘導等含む。) ② 市民からの通報の現場対応に関する事。 ③ その他、各班への現場での補助に関する事。		現場対応職員		① 水防作業等に関する事(土のう対応、交通誘導等含む。) ② 市民からの通報の現場対応に関する事。 ③ その他、各班への現場での補助に関する事。	



現 行				修 正				修正理由等		
第2次配備	市長を本部長とする「災害対策連絡本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、政策推進監の順で本部長を代行する。	・問合せ等への対応 ・被害状況の確認 ・避難所の開設 ・被害取りまとめ ・市内への情報発信（防災ラジオ、屋外拡声装置、地区長への電話連絡、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市HP、LINE、Facebook、広報車等） ・マスコミ対応 ・その他各班の業務	震度5弱	第1次配備要員に加えて以下の職員 ◇消防団長 ◇消防本部からの連絡員 ◇係長以上の職員 ◇避難所担当職員 ◇保健師職員（避難所担当職員、施設対応職員を除く）	第2次配備	市長を本部長とする「災害対策連絡本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、 <u>総務参事(総括)</u> の順で本部長を代行する。	・問合せ等への対応 ・被害状況の確認 ・避難所の開設 ・被害取りまとめ ・市内への情報発信（防災ラジオ、屋外拡声装置、地区長への電話連絡、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市HP、LINE、Facebook、広報車等） ・マスコミ対応 ・その他各班の業務	震度5弱	第1次配備要員に加えて以下の職員 ◇消防団長 ◇消防本部からの連絡員 ◇係長以上の職員 ◇避難所担当職員 ◇地区対応職員 ◇保健師職員（避難所担当職員、施設対応職員を除く）	組織体制の見直し
第3次配備(非常配備体制)	市長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、政策推進監の順で本部長を代行する。	・マスコミ対応 ・その他各班の業務	震度5強以上	◇ 全職員	第3次配備(非常配備体制)	市長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、 <u>総務参事(総括)</u> の順で本部長を代行する。	・マスコミ対応 ・その他各班の業務	震度5強以上	◇ 全職員	

(2) 略  
3～7 略

### 第3節 広域応援体制

—略—

#### 1 市の行う応援要請

(1)～(2) 略

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、市長からの職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

(2) 略  
3～7 略

### 第3節 広域応援体制

—略—

#### 1 市の行う応援要請

(1)～(2) 略

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

ア 市長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を明らかにして、指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

- (ア) 応急措置の内容
- (イ) 応急措置の実施場所
- (ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項

イ 市長は、アの要求ができない場合には、その旨及び自市町村の地域における災害の状況を指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

防災基本計画にあわせた修正

防災基本計画にあわせた修正

現 行	修 正	修正理由等
<p>(4) 防災関係民間団体等に対する協力要請  ア 略  イ 略  【応援協力を要請する主な民間団体等】 略  【応援要請に関する共通事項】  応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合はとりあえず電話等で要請する。</p> <p>(5) ～ (6) 略</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>3 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等</b></p> <p>(1) 略  (2) 知事、市長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があった場合、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急措置を実施するものとする。  (3) 略</p> <p><b>4～5 略</b></p> <p><b>6 広域応援・受援体制</b></p> <p>(1) 略  (2) 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。  (3) 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>	<p>(4) 防災関係民間団体等に対する協力要請  ア 略  イ 略  【応援協力を要請する主な民間団体等】 略  【応援要請に関する共通事項】  応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合は<u>口頭(電話等)により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。</u></p> <p>(5) ～ (6) 略</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>3 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等</b></p> <p>(1) 略  (2) 知事、市長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、<u>(1)の要請又は指示があった場合</u>、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急措置を実施するものとする。  (3) 略</p> <p><b>4～5 略</b></p> <p><b>6 広域応援・受援体制</b></p> <p>(1) 略  (2) 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。<u>また、市は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</u>  (3) 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、<u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第3節の2 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節の3 広域避難計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1  他自治体への広域避難要請</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域一時滞在</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>2 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4節～第6節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 災害情報等の収集・伝達</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1  各主体の役割</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2)  県の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努める。区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。また、必要に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空から被災状況を調査する。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>2～3 略</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節の2 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節の3 広域避難計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1  他自治体への広域避難要請</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域一時滞在</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>エ 市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</u></p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>2 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4節～第6節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 災害情報等の収集・伝達</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1  各主体の役割</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2)  県の役割</p> <p style="padding-left: 2em;">被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努めるとともに、<u>収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間で迅速な共有に努める。</u>区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。また、必要に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空から被災状況を調査する。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>2～3 略</b></p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

#### 4 防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを活用して報告・提供をするとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

### 第8節 略

### 第9節 広報活動

—略—

#### 1 略

#### 2 広報活動における各機関の役割分担

##### (1) 市

ア 略

イ 手段

(ア)～(オ)

(カ) 市ホームページ、SNS等による情報提供等インターネットの活用

(キ) 略

ウ 略

##### (2) 長井警察署

ア 略

イ 手段

(ア)～(オ) 略

(カ) インターネットの活用（県警察ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等

##### (3) 略

#### 3～7 略

### 第10節 避難計画

—略—

#### 1～2 略

#### 3 行政の避難指示等に基づく避難

##### (1) 略

#### 4 防災情報システム等を活用した情報の収集

災害情報は防災情報システムや新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して報告・提供をするとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。なお、防災情報システム等の利活用や操作習熟を図るため、平時から研修や訓練の実施に努める。

### 第8節 略

### 第9節 広報活動

—略—

#### 1 略

#### 2 広報活動における各機関の役割分担

##### (1) 市

ア 略

イ 手段

(ア)～(オ)

(カ) 市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等による情報提供等インターネットの活用

(キ) 略

ウ 略

##### (2) 長井警察署

ア 略

イ 手段

(ア)～(オ) 略

(カ) インターネットの活用（県警察ホームページ、SNS等）

##### (3) 略

#### 3～7 略

### 第10節 避難計画

—略—

#### 1～2 略

#### 3 行政の避難指示等に基づく避難

##### (1) 略

防災基本計画にあわせた修正

防災基本計画にあわせた修正

表現の修正

表現の修正

現 行	修 正	修正理由等																		
<p>(2) 避難実施の決定及び必要な措置</p> <p>ア 避難指示等の実施者</p> <p>避難指示等は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として市長が実施する。</p> <p>その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。</p> <p>具体的には、次の表のとおり。</p> <p>－表 略－</p> <table border="1" data-bbox="219 737 1311 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">実施者</th> <th rowspan="2">措 置</th> <th>実施の基準</th> </tr> <tr> <th>指示等を実施した場合の通知等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(警戒レベル3) 高齢者等避難</td> <td>市長</td> <td>・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ</td> <td>・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける(避難指示等に関するガイドライン)</td> </tr> </tbody> </table> <p>－以下、表 略－</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 住民等への伝達及び避難の実施</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 避難の広報</p> <p>a 市は、防災ラジオ・屋外拡声装置をはじめ、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、緊急速報メール等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。また、必要により各地区、自主防災組織へ電話連絡し、避難情報を周知する場合がある。</p> <p>b～c 略</p> <p>エ～オ 略</p> <p><b>4～6 略</b></p>	区分	実施者	措 置	実施の基準	指示等を実施した場合の通知等	(警戒レベル3) 高齢者等避難	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける(避難指示等に関するガイドライン)	<p>(2) 避難実施の決定及び必要な措置</p> <p>ア 避難指示等の実施者</p> <p>避難指示等は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として市長が実施する。</p> <p><u>市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</u>その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。</p> <p>具体的には、次の表のとおり。</p> <p>－表 略－</p> <table border="1" data-bbox="1389 737 2478 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">実施者</th> <th rowspan="2">措 置</th> <th>実施の基準</th> </tr> <tr> <th>指示等を実施した場合の通知等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(警戒レベル3) 高齢者等避難</td> <td>市長</td> <td>・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ</td> <td>・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を<u>呼び掛ける</u>(避難指示等に関するガイドライン)</td> </tr> </tbody> </table> <p>－以下、表 略－</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 住民等への伝達及び避難の実施</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 避難の広報</p> <p>a 市は、防災ラジオ・屋外拡声装置をはじめ、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、緊急速報メール、<u>SNS</u>等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。また、必要により各地区、自主防災組織へ電話連絡し、避難情報を周知する場合がある。</p> <p>b～c 略</p> <p>エ～オ 略</p> <p><b>4～6 略</b></p>	区分	実施者	措 置	実施の基準	指示等を実施した場合の通知等	(警戒レベル3) 高齢者等避難	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を <u>呼び掛ける</u> (避難指示等に関するガイドライン)	<p>表現の適正化 (風水害対策編と統一)</p> <p>表現の適正化</p> <p>広報手段の追加</p>
区分				実施者	措 置	実施の基準														
	指示等を実施した場合の通知等																			
(警戒レベル3) 高齢者等避難	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける(避難指示等に関するガイドライン)																	
区分	実施者	措 置	実施の基準																	
			指示等を実施した場合の通知等																	
(警戒レベル3) 高齢者等避難	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を <u>呼び掛ける</u> (避難指示等に関するガイドライン)																	

<p><b>7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供</b></p> <p>(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供</p> <p>市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p><b>7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供</b></p> <p>(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供</p> <p>市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について<u>平時</u>から積極的に広報するとともに、<u>一時滞在施設の確保等を推進するものとする。さらに、帰宅困難者に対し、</u>多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>表現の適正化 防災基本計画にあわせた修正</p>
<p style="text-align: center;"><b>第11節 避難所の運営</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 避難所の開設</b></p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>(2) 避難所の開設、避難者の受け入れ及び保護は、避難所担当職員が避難者等を含む地域住民の協力のもと実施し、その統括は政策推進参与が行うものとする。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 開設初期における措置</p> <p>ア 避難者数の把握</p> <p>市は、避難住民の代表者等と協力して避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳(男女別・年齢別)を把握することとする。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努めるものとする。</p> <p>イ～ウ 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11節 避難所の運営</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 避難所の開設</b></p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>(2) 避難所の開設、避難者の受け入れ及び保護は、避難所担当職員が避難者等を含む地域住民の協力のもと実施し、その統括は<u>戦略監</u>が行うものとする。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 開設初期における措置</p> <p>ア 避難者数の把握</p> <p>市は、避難住民の代表者等と協力して避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳(男女別・年齢別)を<u>把握する</u>。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に<u>努める。なお、情報の把握にあたっては、避難所運営支援システムを活用するよう努める。</u></p> <p>イ～ウ 略</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>市の組織にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>エ 物資等の調達 —略—</p> <p>オ 通信手段の確保 —略—</p> <p>カ 避難所以外で生活している被災者への配慮 市は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(6) 略</p> <p><b>1～3 略</b></p> <p><b>4 避難所運営に係る留意点</b></p> <p>(1) 市のとるべき措置 ア～イ 略</p> <p>ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>	<p><u>エ 生活環境の確保</u> 市は、避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、<u>仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</u></p> <p><u>オ 物資等の調達</u> —略—</p> <p><u>カ 通信手段の確保</u> —略—</p> <p><u>キ 避難所以外で生活している被災者への支援</u> 市は、<u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u> <u>また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p>(6) 略</p> <p><b>1～3 略</b></p> <p><b>4 避難所運営に係る留意点</b></p> <p>(1) 市のとるべき措置 ア～イ 略</p> <p>ウ 被災地において<u>感染症</u>の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正 防災基本計画にあわせた修正</p> <p>記号の修正</p> <p>記号の修正</p> <p>記号の修正 防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮するものとする。</p> <p>オ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 衛生、給食及び給水等対策</p> <p>a～b 略</p> <p>c 配食等にあたっては管理栄養士の関与に努める。</p> <p>d 略</p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>(オ) 避難所運営への女性の参画促進</p> <p>市は、避難所の運営において、男女共同参画の視点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>(カ) 男女のニーズの違い及び性的マイノリティの方等への配慮</p> <p>市は、男女のニーズの違い及び性的マイノリティの方等に配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。特に女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保に配慮した、また、性的マイノリティの方が利用しやすいような多目的トイレ、シャワー室、更衣室の設置などの避難所の運営管理に努める。</p>	<p>エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって<u>生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めること、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。</u>特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮するものとする。</p> <p>オ 指定避難所における<u>感染症</u>対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 衛生、給食及び給水等対策</p> <p>a～b 略</p> <p>c 配食等にあたっては管理栄養士等が関与し、<u>栄養バランスのとれた適温の食事となるよう努めるものとする。</u></p> <p>d 略</p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>(オ) 避難所運営への女性の参画促進</p> <p>市は、<u>指定避難所等</u>の運営において、<u>女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、こども・若者の居場所の確保に努める。</u></p> <p>(カ) 男女のニーズの違い及び性的マイノリティの方等への配慮</p> <p>市は、男女のニーズの違い及び性的マイノリティの方等に配慮した<u>指定避難所等</u>の運営管理に努めるものとする。特に女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所等</u>における安全性の確保に配慮した、また、性的マイノリティの方が利用しやすいような多目的トイレ、シャワー室、更衣室の設置などの<u>指定避難所等</u>の運営管理に努める。</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正 県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(キ) 子育て家庭への配慮 避難所となった施設の視聴覚室等利用可能なスペースを開放し、児童を遊ばせるなどして子育て中の避難世帯に配慮する。</p> <p>(ク) 略</p> <p>カ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施 食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第12節～第19節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第20節 ライフライン施設の応急対策</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1～4 略</b></p> <p><b>5 電気通信施設の応急対策</b> 災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、市は、電気通信事業者(東日本電信電話(株)山形支店)が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。</p> <p><b>【東日本電信電話(株)山形支店】</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第21節～第27節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第28節 防疫・保健衛生対策</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1～5 略</b></p>	<p>市は、指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(キ) 子育て家庭、<u>若者</u>への配慮 避難所となった施設の視聴覚室等利用可能なスペースを開放し、<u>キッズスペースや学習スペースを設置するなどして</u>子育て中の避難世帯、<u>若者</u>に配慮する。</p> <p>(ク) 略</p> <p>カ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める<u>とともに、炊き出し等の配食においては、使用食材の掲示等を行い、アレルギーを有する者がアレルギーの有無を判断できるよう配慮する。</u></p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第12節～第19節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第20節 ライフライン施設の応急対策</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1～4 略</b></p> <p><b>5 電気通信施設の応急対策</b> 災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、市は、電気通信事業者(<u>NTT東日本(株)山形支店</u>)が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。</p> <p><b>【NTT東日本(株)山形支店】</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第21節～第27節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第28節 防疫・保健衛生対策</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1～5 略</b></p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画を踏まえた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>事業者名の修正</p>

## 6 保健衛生対策

市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1)～(2) 略

## 7～9 略

### 第29節 廃棄物の処理対策

—略—

#### 1 災害廃棄物処理計画

市は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

#### 2 略

#### 3 災害廃棄物の処理

—略—

(1) 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

## 6 保健衛生対策

市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態や多様なニーズを十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1)～(2) 略

## 7～9 略

### 第29節 廃棄物の処理対策

—略—

#### 1 災害廃棄物処理計画

市は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の存り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

#### 2 略

#### 3 災害廃棄物の処理

—略—

(1) 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

防災基本計画にあわせた修正

防災基本計画にあわせた修正

表現の適正化

防災基本計画にあわせた修正

現 行	修 正	修正理由等
<p>(2)～(9) 略</p> <p><b>4～8 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第30節～第32節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第33節 応急住宅対策</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 住宅の応急修理</b></p> <p>(1) 対象者</p> <p style="padding-left: 2em;">災害のために住家が半壊し、又は半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた次に該当する者とする。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p><b>4～6 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第34節～第35節 略</b></p>	<p>(2)～(9) 略</p> <p><b>4～8 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第30節～第32節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第33節 応急住宅対策</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 住宅の応急修理</b></p> <p>(1) 対象者</p> <p style="padding-left: 2em;">災害のために住家が<b>大規模半壊、中規模半壊</b>、半壊し、又は半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた次に該当する者とする。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p><b>4～6 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第34節～第35節 略</b></p>	<p>災害救助法の修正</p>

長井市地域防災計画修正案（第2編第3章）

現 行	修 正（案）	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第1節 被災者の生活再建支援</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 被災者のための相談</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 罹災証明書の発行</p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <p>また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>この際、県が住宅被害の調査の担当者のための研修会を開催する場合は、職員を積極的に参加させるなどし、災害時の住宅被害の調査の迅速化を図る。</p> <p>(4) 被災者台帳の整備</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。また、県が災害救助法に基づく被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を要請する。</p> <p>(5) 略</p> <p>2～9 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節～第4節 略</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 被災者の生活再建支援</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 被災者のための相談</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 罹災証明書の発行</p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士、土地家屋調査士会等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <p>また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>この際、県が住宅被害の調査の担当者のための研修会を開催する場合は、職員を積極的に参加させるなどし、災害時の住宅被害の調査の迅速化を図る。</p> <p>(4) 被災者台帳の整備</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。また、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。</u></p> <p>5) 略</p> <p>2～9 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節～第4節 略</b></p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

長井市地域防災計画修正（第3編第1章）

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第1節～第5節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 防災知識の普及計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 住民に対する防災意識の普及</b></p> <p>—略—</p> <p>(1) 啓発内容</p> <p>ア 災害への備えについての啓発事項</p> <p>(ア)～(コ) 略</p> <p>(サ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）</p> <p>(シ)～(セ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>(コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p>(サ)～(シ) 略</p> <p>(2) 啓発方法</p> <p>市は、広報紙やホームページの活用、パンフレットやポスター等の配布、防災ビデオ等の貸し出し、防災センターの利用などを促進するとともに、住民を対象とした防災講演会、講習会等の開催に努め、防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の啓発を推進する。</p> <p>併せて、地域におけるコミュニティセンター、自主防災組織、地区、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節～第5節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 防災知識の普及計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 住民に対する防災意識の普及</b></p> <p>—略—</p> <p>(1) 啓発内容</p> <p>ア 災害への備えについての啓発事項</p> <p>(ア)～(コ) 略</p> <p>(サ) ペットとの同行避難や避難所等での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）</p> <p>(シ)～(セ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>(コ) <b>避難所等</b>において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p>(サ)～(シ) 略</p> <p>(2) 啓発方法</p> <p>市は、広報紙やホームページの活用、パンフレットやポスター等の配布、防災ビデオ等の貸し出し、防災センターの利用などを促進するとともに、住民を対象とした防災講演会、講習会等の開催に努め、防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の啓発を推進する。</p> <p><b>あわせて</b>、地域におけるコミュニティセンター、自主防災組織、地区、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。この際、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の意義の周知と作成の支援の推進に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p><b>4 事業所等に対する防災知識の普及</b></p> <p>—略—</p> <p>(1) 啓発内容</p> <p>—略—</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>(コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p>(2) 略</p> <p><b>5～6 略</b></p> <p><b>7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</b></p> <p>—略—</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 病院、福祉施設等における防災教育</p> <p>病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p><b>8 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策</b></p> <p>県は、必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市へ水位や浸水想定情報を提供するよう努める。</p>	<p>また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。この際、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の意義の周知と作成の支援の推進に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p><b>4 事業所等に対する防災知識の普及</b></p> <p>—略—</p> <p>(1) 啓発内容</p> <p>—略—</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>(コ) <u>避難所等</u>において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p>(2) 略</p> <p><b>5～6 略</b></p> <p><b>7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</b></p> <p>—略—</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 病院、福祉施設等における防災教育</p> <p>病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、<u>平時</u>から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p><b>8 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策</b></p> <p>県は、<u>県が管理する全ての河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するほか、必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市へ水位の情報を提供するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>水防法改正を踏まえた追記</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>市は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 地域防災力強化計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 自主防災組織の育成・強化</b></p> <p>(1) 育成の主体</p> <p>市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、地区等に対する防災講演・研修会及び指導、助言を積極的に行い、実効ある自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、市自主防災組織連絡協議会を通じ、自主防災活動の活性化と災害活動能力の向上を促し、地域防災力の強化に努める。また、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</p> <p>市は、各地区において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>この際、災害危険度の高い次のような地域に重点を置き、積極的に自主防災組織の育成強化を図る。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><b>2 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 災害ボランティア受入体制整備計画</b></p> <p>大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲や長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。市では、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について平常時から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第9節「災害ボランティア受入体制整備計画」を準用する</p>	<p>市は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 地域防災力強化計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 自主防災組織の育成・強化</b></p> <p>(1) 育成の主体</p> <p>市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、地区等に対する防災講演・研修会及び指導、助言を積極的に行い、実効ある自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、市自主防災組織連絡協議会を通じ、自主防災活動の活性化と災害活動能力の向上を促し、地域防災力の強化に努める。また、消防団と<b>自主防災組織や防災士等の多様な主体</b>の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</p> <p>市は、各地区において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>この際、災害危険度の高い次のような地域に重点を置き、積極的に自主防災組織の育成強化を図る。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><b>2 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 災害ボランティア受入体制整備計画</b></p> <p>大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲や長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。市では、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について<b>平時</b>から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第9節「災害ボランティア受入体制整備計画」を準用する</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正 (震災対策編と統一)</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第9節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 避難体制整備計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>10 避難誘導体制の整備</b></p> <p>市は、避難指示等が発令された場合には住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。</p> <p>特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p> <p>市は、水防団と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。</p> <p>なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第11節～第24節 略</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 避難体制整備計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>10 避難誘導体制の整備</b></p> <p>市は、避難指示等が発令された場合には住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。</p> <p>特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、<b>平時</b>より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p> <p>市は、水防団と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。</p> <p>なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第11節～第24節 略</b></p>	<p>表現の適正化</p>

長井市地域防災計画修正（第3編第2章）

現 行					修 正					修正理由等
<b>第1節 略</b> <b>第2節 職員の動員配備体制</b>					<b>第1節 略</b> <b>第2節 職員の動員配備体制</b>					
災害の応急対策の迅速化を図るため、災害対策本部の中心となる市職員の動員体制について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第2節「職員の動員配備体制」を準用する。（ただし、「2 職員の動員配備体制（1）」は以下の通り）					災害の応急対策の迅速化を図るため、災害対策本部の中心となる市職員の動員体制について定める。※ 本節については、第2編震災対策編第2章第2節「職員の動員配備体制」を準用する。（ただし、「2 職員の動員配備体制（1）」は以下の通り）					
<b>2 職員の動員配備体制</b> （1） 配備体制の基準 市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。					<b>2 職員の動員配備体制</b> （1） 配備体制の基準 市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。					
区分	組織体制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲	区分	組織体制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲	
第1次配備	危機管理参与を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。 ※危機管理参与が不在の場合は、総務参事、厚生参事、産業参事の順で室長を代行する。	・情報収集 ・連絡体制の確認 ・被害の有無の確認 ・問合せ等への対応 ・必要に応じ市内への情報発信	気象警報（大雨、洪水）発表	◇ 危機管理参与、総務参事 ※ 厚生参事、産業参事、建設参事、議会事務局長、教育次長、教育総務課長は連絡を受けてから登庁 ◇ 総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員 ◇ 総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員 ◇ 危機管理室職員	第1次配備	総務参事(総括)を長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。 ※総務参事(総括)が不在の場合は、 <u>総務参事(総務課長)</u> 、 <u>総務参事(財政課長)</u> の順で長を代行する。	・情報収集 ・連絡体制の確認 ・被害の有無の確認 ・問合せ等への対応 ・必要に応じ市内への情報発信	気象警報（大雨、洪水）発表	◇各総務参事 ※ 厚生参事、各産業参事、建設参事、議会事務局長、教育次長、教育総務課長は連絡を受けてから登庁 ◇ <u>防災危機管理課職員</u> ◇ <u>総務課職員のうち市内に在住する職員</u> ◇総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上の職員 ◇ <u>地域づくり推進課補佐、地域づくり支援室職員のうち市内に在住する職員</u> ◇ <u>長井市コミュニティ協議会派遣課長</u>	市の組織にあわせた修正組織体制・参集範囲の見直し

現 行				修 正				修正理由等		
第2次配備	市長を本部長とする「災害対策連絡本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、総務参事の順で本部長を代行する。	・通報への電話対応 ・現場への出動 ・避難所の開設 ・被害取りまとめ ・市内への情報発信 (防災ラジオ、屋外拡声装置、地区長への電話連絡、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市HP、LINE、Facebook、広報車等) ・マスコミ対応 ・その他各班の業務	避難指示等を発令する状況	第1次配備要員に加えて以下の職員 ◇ 消防本部からの連絡員 ◇ 係長以上の全職員 ◇ 避難所担当職員 ◇ 地区対応職員 ◇ 現場対応職員 ◇ 保健師職員(避難所担当職員、施設対応職員を除く)	第2次配備	市長を本部長とする「災害対策連絡本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、 <u>総務参事(総括)</u> の順で本部長を代行する。	・通報への電話対応 ・現場への出動 ・避難所の開設 ・被害取りまとめ ・市内への情報発信 (防災ラジオ、屋外拡声装置、地区長への電話連絡、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市HP、LINE、Facebook、広報車等) ・マスコミ対応 ・その他各班の業務	避難指示等を発令する状況	第1次配備要員に加えて以下の職員 ◇ 消防本部からの連絡員 ◇ 係長以上の全職員 ◇ 避難所担当職員 ◇ 地区対応職員 ◇ 現場対応職員 ◇ 保健師職員(避難所担当職員、施設対応職員を除く)	組織体制の見直し
第3次配備(非常配備体制)	市長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、総務参事の順で本部長を代行する。	大半の地域に避難指示発令の状況 特別警報発表	◇ 全職員	第3次配備(非常配備体制)	市長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。 ※ 市長が不在の場合は、副市長、 <u>総務参事(総括)</u> の順で本部長を代行する。	大半の地域に避難指示発令の状況 特別警報発表	◇ 全職員	組織体制の見直し	組織体制の見直し	
<b>第3節～第9節 略</b> <b>第10節 避難計画</b>				<b>第3節～第9節 略</b> <b>第10節 避難計画</b>				県 地域防災計画に合わせた修正		
<p>—略—</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 行政の避難指示等(警戒レベル)に基づく避難</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難実施の決定及び必要な措置</p> <p>ア 避難指示等の実施者</p> <p>避難指示等(警戒レベル)は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として市長が実施する。その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。</p>				<p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 行政の避難指示等(警戒レベル)に基づく避難</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難実施の決定及び必要な措置</p> <p>ア 避難指示等の実施者</p> <p>避難指示等(警戒レベル)は、災害対策基本法第60条に基づき、原則として市長が実施する。<u>市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。</u>その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。</p>				<p>県地域防災計画にあわせた修正(震災対策編と統一)</p>		

現 行					修 正					修正理由等
具体的には、次の表のとおり。					具体的には、次の表のとおり。					表現の適正化
区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等	区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等	
高齢者等避難	3	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける	高齢者等避難	3	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼び掛ける	広報手段の追加
<p>ー以下、表略ー</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>エ 住民等への伝達及び避難の実施</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 避難の広報</p> <p>a 市は、防災ラジオ・屋外拡声装置をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、緊急速報メール等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。また、必要により各地区、自主防災組織へ電話連絡し、避難情報を周知する場合がある。</p> <p>b～c 略</p> <p>オ～キ 略</p> <p><b>4～6 略</b></p> <p><b>7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供</b></p> <p>(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供</p> <p>市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p>					<p>ー以下、表略ー</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>エ 住民等への伝達及び避難の実施</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 避難の広報</p> <p>a 市は、防災ラジオ・屋外拡声装置をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、緊急速報メール、SNS等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。また、必要により各地区、自主防災組織へ電話連絡し、避難情報を周知する場合がある。</p> <p>b～c 略</p> <p>オ～キ 略</p> <p><b>4～6 略</b></p> <p><b>7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供</b></p> <p>(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供</p> <p>市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、<u>一時滞在施設の確保等を推進するものとする。さらに、帰宅困難者に対し、</u>多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p>					

現 行	修 正	修正理由等
<p data-bbox="519 279 970 331"><u>第11節～第34節 略</u></p>	<p data-bbox="1706 279 2157 331"><u>第11節～第34節 略</u></p>	

長井市地域防災計画修正（第4編）

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第1章 雪害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <p><b>1 除雪体制</b></p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 東日本電信電話(株)山形支店、東北電力ネットワーク(株)長井電力センター、東日本旅客鉄道(株)、山形鉄道(株)は、それぞれ通信の確保、電力の確保、交通の確保に万全を期すものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市道の除雪</p> <p>(ア)</p> <p>(イ) 市道の除雪延長は次のとおりである。</p> <p>    a 市道実延長 車道部 504.5 km</p> <p>    b 市道除雪延長 車道部 307.1 km (除雪実施率60.9%／消雪含む)</p> <p>(内訳)</p> <p>(a) 幹線市道 車道部延長96.2 km 除雪延長 87.2 km 除雪実施率90.6%</p> <p>(b) その他市道 車道部延長408.3 km 除雪延長 219.9 km 除雪実施率53.9%</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>3 豪雪対策本部の設置</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 豪雪対策連絡会議の組織</p> <p>ア 豪雪対策連絡会議は、副市長を議長とし、教育長、政策推進参与、技術参与、危機管理参与、総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、会計管理者、教育次長、教育総務課長、総務課長を以って組織する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 雪害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <p><b>1 除雪体制</b></p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ <u>NTT東日本</u>(株)山形支店、東北電力ネットワーク(株)長井電力センター、東日本旅客鉄道(株)、山形鉄道(株)は、それぞれ通信の確保、電力の確保、交通の確保に万全を期すものとする。</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市道の除雪</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 市道の除雪延長は次のとおりである。</p> <p>    a 市道実延長 車道部 504.5 km</p> <p>    b 市道除雪延長 車道部 <u>307.6</u> km (除雪実施率<u>61.0</u>%／消雪含む)</p> <p>(内訳)</p> <p>(a) 幹線市道 車道部延長<u>91.3</u> km 除雪延長 <u>87.1</u> km 除雪実施率<u>95.4</u>%</p> <p>(b) その他市道 車道部延長<u>413.2</u> km 除雪延長 <u>201.8</u> km 除雪実施率<u>48.8</u>%</p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>3 豪雪対策本部の設置</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 豪雪対策連絡会議の組織</p> <p>ア 豪雪対策連絡会議は、副市長を議長とし、教育長、<u>戦略監、技監、各</u>総務参事、厚生参事、<u>各</u>産業参事、建設参事、会計管理者、教育次長、教育総務課長、<u>防災危機管理課長</u>を以って組織する。</p>	<p>事業者名の変更</p> <p>現況に合わせた修正</p> <p>市の組織にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>イ 豪雪対策連絡会議の事務局は総務課に置くものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 本部の組織</p> <p>ア 豪雪対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、庁内の参与職、参事職、次長職、課長職にあるもの者を本部員として組織する。</p> <p>イ 事務局は総務課に置くものとする。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 道路災害対策 略</b>  <b>第3章 鉄道災害対策 略</b>  <b>第4章 航空災害対策 略</b>  <b>第5章 林野火災対策</b>  <b>第1節 災害予防計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 火災予防体制の整備</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防火用水利の確保</p> <p>防災関係機関は、河川、池、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等</p> <p>ア 森林等への火入れ許可</p> <p>森林等への火入れは、森林法第21条の規定に基づき、市長が許可することとなるが、許可にあたっては、消防本部や森林管理署等の関係機関と十分協議のうえ、火災予防に関する指導を徹底するものとする。また、火入れ場所が他市町に近接する場合には、当該市町に通知するものとする。</p> <p>イ 略</p>	<p>イ 豪雪対策連絡会議の事務局は<u>防災危機管理課</u>に置くものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 本部の組織</p> <p>ア 豪雪対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、庁内の<u>監</u>職、参事職、次長職、課長職にあるもの者を本部員として組織する。</p> <p>イ 事務局は<u>防災危機管理課</u>に置くものとする。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 道路災害対策 略</b>  <b>第3章 鉄道災害対策 略</b>  <b>第4章 航空災害対策 略</b>  <b>第5章 林野火災対策</b>  <b>第1節 災害予防計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1 火災予防体制の整備</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>消防水利の整備</u></p> <p><u>市は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、</u>防災関係機関は、河川、池、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。</p> <p>(3) <u>消防施設等の整備</u></p> <p><u>市は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。</u></p> <p>(4) <u>林野内及び周辺地域での火気使用の指導等</u></p> <p>ア 森林等への火入れ許可</p> <p><u>火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、市長が森林法第21条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、消防機関と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。また、火入れ場所が他市町に近接する場合には、当該市町に通知するものとする。</u></p> <p>イ 略</p>	<p>市の組織に合わせた修正</p> <p>市の組織にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>(4) 危険気象等に対する警戒</p> <p>ア 略</p> <p>イ 火災警報発令と警戒</p> <p>市長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、「火災警報」を発令することができる。発令した場合には、消防本部及び関係機関等と連携し、広報車による巡回等により住民及び入林者等に周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><b>2 防火意識の普及</b></p> <p>(1) 市民に対する啓発</p> <p>ア 広報宣伝の充実</p> <p>市は、県、森林管理署等関係機関と連携し、林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図るものとする。</p>	<p><u>(5) 危険気象等に対する警戒</u></p> <p><u>市は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>林野火災注意報の的確な発令と警戒</u></p> <p><u>市長は、林野火災の予防上注意を要する気象状況と認めるときは、林野火災予防に係る注意喚起を行うとともに、林野火災注意報を的確に発令する。</u></p> <p>ウ <u>林野火災警報の的確な発令と警戒</u></p> <p><u>市長は、林野火災の予防上危険な気象状況と認めるときは、林野火災警報を的確に発令し、林野周辺における火の使用制限を行う。</u></p> <p><b>2 防火思想の普及</b></p> <p>(1) 市民に対する啓発</p> <p>ア 広報宣伝の充実</p> <p>市は、県、森林管理署等関係機関と連携し、<u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知や林野火災に関する広報資料の作成・周知に努め、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。</u></p> <p><u>また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ、SNS等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。</u></p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、市は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。</u></p>	<p>番号の修正 防災基本計画にあわせた修正</p> <p>林野火災注意報、警報の創設</p> <p>林野火災注意報、警報の創設</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p><b>3 消防体制等の整備</b></p> <p>(1) 消防資機材の整備</p> <p>市は消防本部と連携して、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努めるものとする。</p> <p>(2) 消防水利の確保</p> <p>市は消防本部と連携して、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 林野火災防ぎょ訓練の実施</p> <p>市は、他の関係機関と協力して、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、定期的な訓練の実施に努めるものとする。</p>	<p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p><b>3 消防体制等の整備</b></p> <p>(1) 消防資機材の整備</p> <p>市は消防本部と連携して、<u>林野火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。また、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 消防水利の確保</p> <p>市は消防本部と連携して、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図るものとする。<u>また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u></p> <p>(3) 林野火災防ぎょ訓練の実施</p> <p>市は、他の関係機関と協力して、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、定期的な訓練の実施に努める。<u>訓練にあたっては、広域応援等の各種想定を行い、消防計画や林野火災防ぎょ図等を活用した、より実践的な訓練を実施するものとする。</u></p> <p><b>(4) 消防団との連携強化</b></p> <p><u>市は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 消火・救助活動</b></p> <p>(1) 火災防ぎょ活動</p> <p>現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、県消防防災ヘリコプター等と協力して消火活動及び延焼防止活動を行う。</p> <p>ア 情報収集</p> <p>消防隊は、消防団とともに火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。</p> <p>現地に出動した県消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。</p> <p>イ 消防水利の確保</p> <p>最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努める。</p> <p>ウ 消防活動の実施</p> <p>消防隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、県消防防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消防活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議のうえ、森林の伐採により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</p> <p>(2) 要救助者の救助</p> <p>消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から最も確実かつ安全な方法により、他に優先して救助活動を行う。また、現地に出動した消防防災航空隊は、ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者等を発見したときは、直ちに救助活動を行う。</p> <p>(3) 現地対策本部の設置</p> <p>市は、火災の規模が大きい場合など必要に応じ、災害対策本部長が指名した職員を本部長とする現地対策本部を現場近くに開設する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <p>—略—</p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 消火・救助活動</b></p> <p>(1) 火災防ぎょ活動</p> <p><u>消防本部は、火災防ぎょに当たっては、人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。</u></p> <p><u>ア 地上での消火活動</u></p> <p><u>市、消防本部、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。</u></p> <p><u>消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、林野火災防ぎょ図、飛び火警戒要領等の活用や地上消火隊と消防防災航空隊の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査及び地上での警戒ならびに残火処理を徹底し、確実に鎮火するものとする。</u></p> <p><u>消火活動の実施に当たっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u></p> <p><u>イ 空中消火活動</u></p> <p><u>市は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u></p> <p><u>ウ 要救助者の救助</u></p> <p><u>消防本部は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。</u></p> <p><u>エ 災害状況の把握</u></p> <p><u>消防本部は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地対策本部の設置</u></p> <p>市は、火災の規模が大きい場合など必要に応じ、災害対策本部長が指名した職員を本部長とする現地対策本部を現場近くに開設する。</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正 県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>番号の修正</p>

<p><b>4 略</b></p> <p><b>5 自衛隊災害派遣要請</b> 市は、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められる場合は、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」第4節「自衛隊災害派遣要請」に準じて、自衛隊に対し災害派遣を要請する。</p> <p><b>6 広域応援要請</b> 災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」第3節「広域応援体制」に準じて、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請するものとする。</p> <p><b>7 略</b></p>	<p><b>4 略</b></p> <p><b>5 応援要請</b> <u>市及び消防本部は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関と情報共有するとともに、早期に応援要請を行う。</u> <u>また、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</u> <u>応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するとともに、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。また、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。</u> <u>(1) 自衛隊災害派遣要請</u> 市は、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められる場合は、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」第4節「自衛隊災害派遣要請」に準じて、自衛隊に対し災害派遣を要請する。 <u>(2) 広域応援要請</u> 災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」第3節「広域応援体制」に準じて、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請するものとする。</p> <p><b>7 略</b></p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>番号の修正</p> <p>番号の修正</p>
---	---	--

現 行	修 正	修正理由等																						
<p style="text-align: center;"><b>第6章 原子力災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 対策の概要</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 山形県の隣県に立地する原子力施設</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 福島県</p> <table border="1" data-bbox="255 579 1299 865"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>市境までの最短距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東京電力ホールディングス株式会社</td> <td>福島第一原子力発電所 (現在すべての原子炉が廃止)</td> <td>福島県双葉郡大熊町及び双葉町</td> <td>約111キロメートル</td> </tr> <tr> <td>福島第二原子力発電所</td> <td>福島県双葉郡楡葉町及び富岡町</td> <td>約118キロメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 災害予防計画</b></p> <p>—略—</p> <p>1 活動体制等</p> <p>市は、平常時から、原子力災害予防計画に定める事項について、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するなど、活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 平常時における放射線量の測定</p> <p>—略—</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市は、平常時より、県及び国等が公表する空間放射線量等の情報に注視する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節～第4節 略</b></p>	事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離	東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所 (現在すべての原子炉が廃止)	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	約111キロメートル	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楡葉町及び富岡町	約118キロメートル	<p style="text-align: center;"><b>第6章 原子力災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 対策の概要</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 山形県の隣県に立地する原子力施設</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 福島県</p> <table border="1" data-bbox="1421 579 2466 940"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>市境までの最短距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東京電力ホールディングス株式会社</td> <td>福島第一原子力発電所 (現在すべての原子炉が廃止)</td> <td>福島県双葉郡大熊町及び双葉町</td> <td>約111キロメートル</td> </tr> <tr> <td>福島第二原子力発電所 (現在すべての原子炉が廃止)</td> <td>福島県双葉郡楡葉町及び富岡町</td> <td>約118キロメートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 災害予防計画</b></p> <p>—略—</p> <p>1 活動体制等</p> <p>市は、<b>平時</b>から、原子力災害予防計画に定める事項について、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するなど、活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <b>平時</b>における放射線量の測定</p> <p>—略—</p> <p>5 平常時における放射線量の測定</p> <p>—略—</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市は、<b>平時</b>より、県及び国等が公表する空間放射線量等の情報に注視する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節～第4節 略</b></p>	事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離	東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所 (現在すべての原子炉が廃止)	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	約111キロメートル	福島第二原子力発電所 (現在すべての原子炉が廃止)	福島県双葉郡楡葉町及び富岡町	約118キロメートル	<p>記述の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離																					
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所 (現在すべての原子炉が廃止)	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	約111キロメートル																					
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楡葉町及び富岡町	約118キロメートル																					
事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離																					
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所 (現在すべての原子炉が廃止)	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	約111キロメートル																					
	福島第二原子力発電所 (現在すべての原子炉が廃止)	福島県双葉郡楡葉町及び富岡町	約118キロメートル																					